

マッチング拠出、iDeCo等について

1. マッチング抽出

拠出限度額の一覧

○ 企業型確定拠出年金加入者の老後の所得確保に向けた個人の取組を支援する仕組みとしてマッチング拠出がある。

	企業型も確定給付型も実施していない場合	企業型のみを実施している場合	企業型を実施し、規約で個人型の加入を認めている場合	企業型と確定給付型を実施している場合	企業型と確定給付型を実施し、企業型の規約で個人型の加入を認めている場合	確定給付型のみを実施している場合		
個人型 月額6.8万円 (年額81.6万円) ※国民年金基金等との合算枠 国民年金基金	個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円) (※2)	企業型 月額5.5万円 (年額66万円) (※1)	個人型 月額2万円 (年額24万円)	企業型 月額2.75万円 (年額33万円) (※1)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円)
			企業型 月額3.5万円 (年額42万円)	確定給付型 (厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など) 拠出限度額なし				国家公務員共済組合 地方公務員共済組合
厚生年金保険								
国民年金(基礎年金)								

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

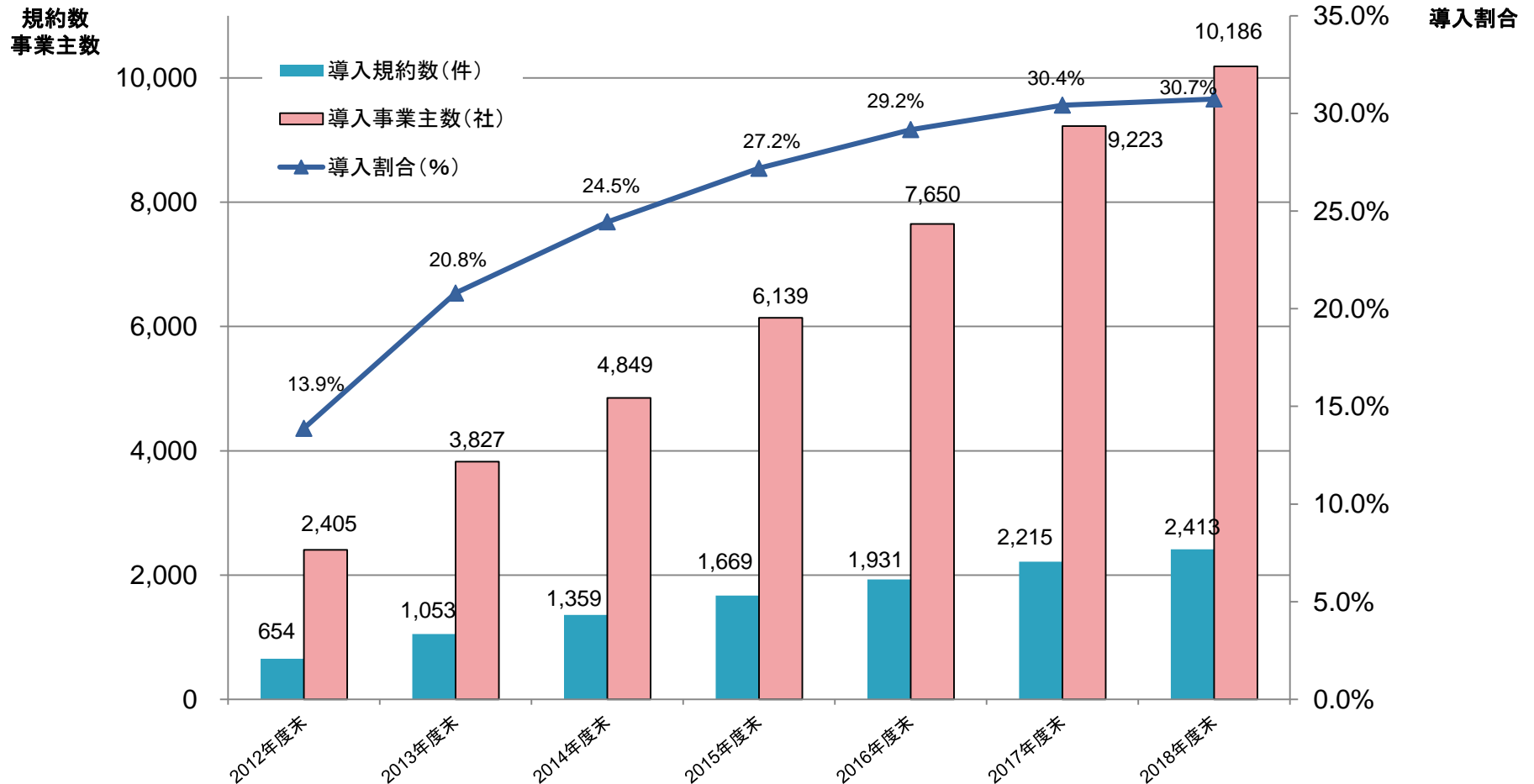
国民年金
第3号被保険者

※1 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。

※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)。

マッチング拠出の導入状況

○ マッチング拠出を導入している事業主の割合は30.7%となっているが、近年、導入割合は横ばいとなっている。



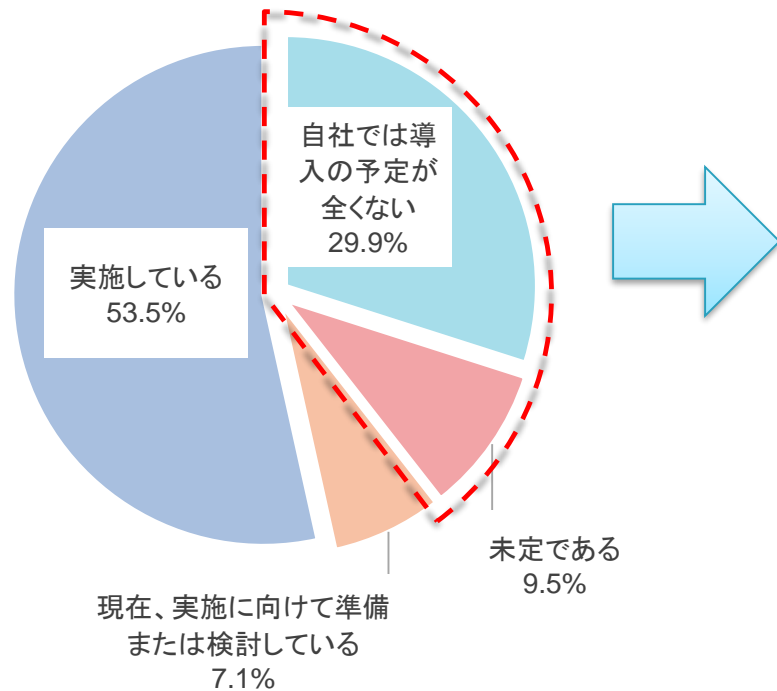
(出所)厚生労働省調べ

※ 導入規約数及び導入事業主数は、マッチング拠出を規定する規約数及び実施事業主数を集計
導入割合は事業主単位で算出(マッチング導入事業主÷全実施事業主数)

マッチング拠出に対する事業主の意識

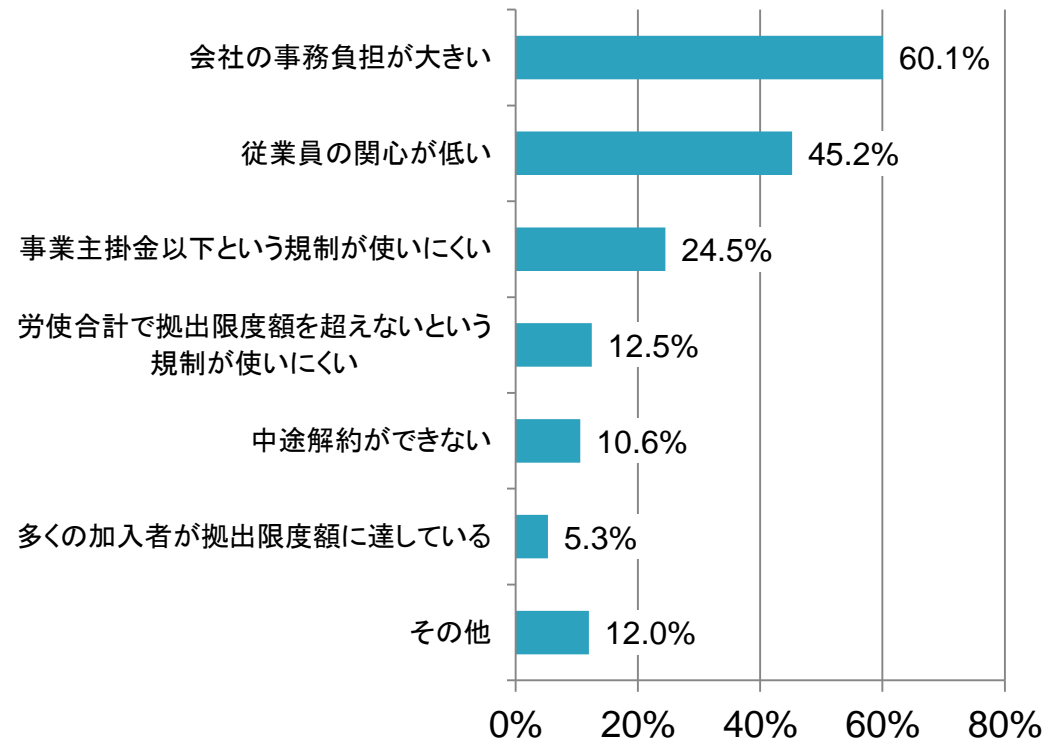
○ マッチング拠出を未実施の企業は、未実施の理由として、「会社の事務負担が大きい」、「従業員の関心が低い」、「事業主掛金以下という規制が使いにくい」といった点を挙げている。

＜マッチング拠出の実施状況＞



※調査に回答した企業数はn=705。

＜マッチング拠出の未実施の理由＞ (複数回答)



※マッチング拠出の実施状況について「自社では導入の予定が全くない」又は「未定である」と回答した企業278社を対象。調査に回答した企業数はn=208。複数回答が可能であるため、合計は100%を超える。

(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査 調査結果」(2019年)

※企業型年金承認規約代表事業主のうち2,000企業を対象。

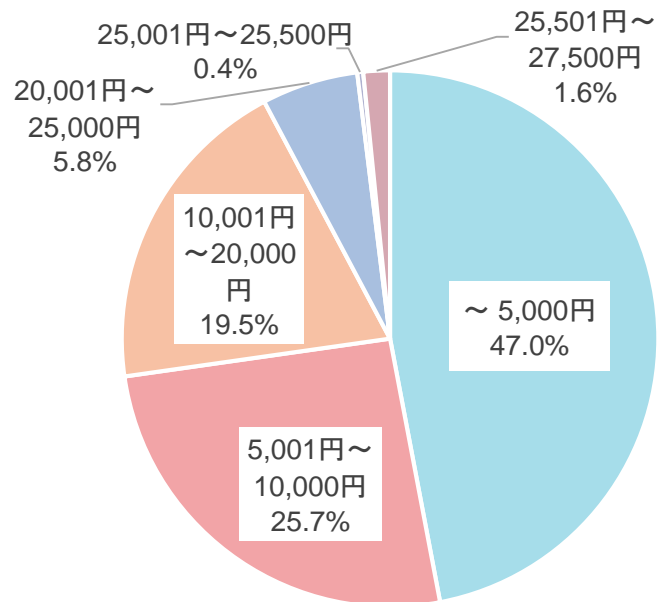
マッチング拠出の拠出状況

○ マッチング拠出を利用している者の多くは、拠出額が5千円以下となっている。

【企業型のみを実施している場合】

(n=31.4万人)

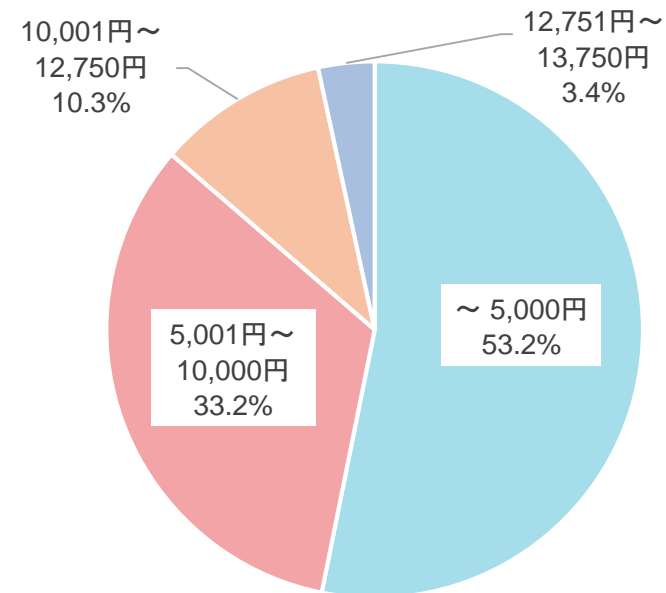
拠出限度額 月額5.5万円



【企業型と確定給付型を実施している場合】

(n=69.1万人)

拠出限度額 月額2.75万円



(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

拠出額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

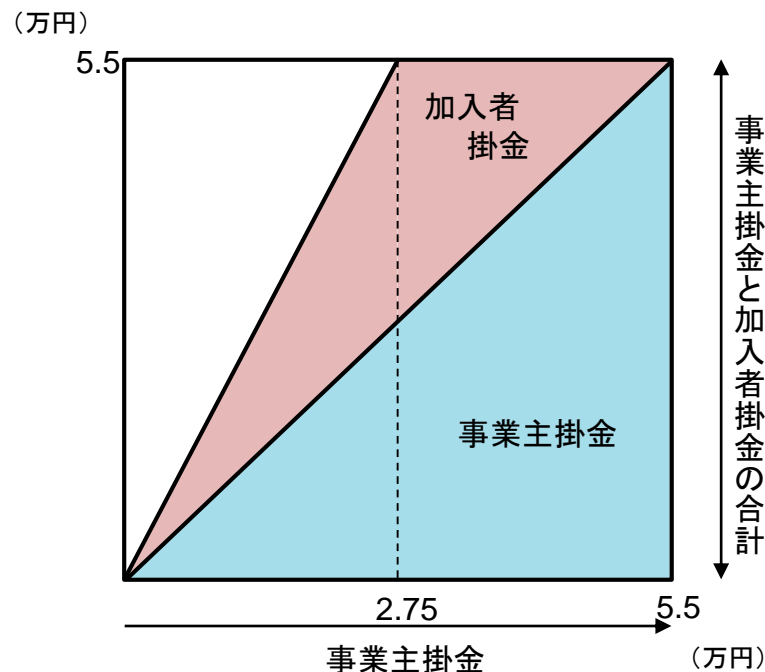
マッチング拠出の考え方

- 企業年金制度は、退職給付制度であって事業主による拠出が基本であるとの考えの下、従業員が希望する場合には、従業員による拠出を認め、老後の所得確保に向けた個人の取組を可能とする制度である。
- このため、従業員による拠出を認めるに当たっては、事業主の掛金負担が従業員に転嫁され、加入者掛金が基本となることがないよう、事業主掛金を超えない範囲内で認めることとされた。
- この点に関して、マッチング拠出の制限の撤廃を求める意見がある。
(経団連、数理人会、企年協、金融団体、部会委員)

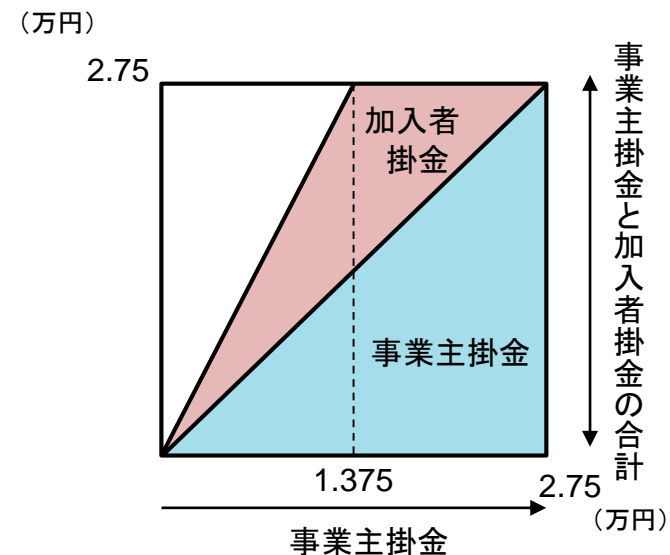
＜マッチング拠出と拠出限度額の関係＞

※加入者掛金は事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内とすることが必要

【企業型のみを実施している場合】



【企業型と確定給付型を実施している場合】



確定給付企業年金における加入者掛金

- 確定給付企業年金における加入者掛金も、事業主掛金の額を超えることができないとされている。

確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)

(掛金)

- 第55条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。
- 2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。
- 3・4 (略)

確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)

(加入者が掛金の一部を負担する場合の基準)

- 第35条 法第55条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る法第55条第1項に規定する掛金の額の2分の1を超えないこと。
 - 二 加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の同意を得ること。
 - 三 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあつては、当該掛金を負担しないものとする。
 - 四 掛金を負担していた加入者であつて前2号のいずれかの規定により掛金を負担しないこととなったものが当該掛金を再び負担することができるものでないこと(規約の変更によりその者が負担する掛金の額が減少することとなる場合を除く。)

マッチング拠出における掛金の区分管理

- 企業型記録関連運営管理機関は、事業主掛金と加入者掛金を区別して管理し、毎年少なくとも1回、加入者に対して事業主掛金と加入者掛金をそれぞれ通知することが法令上定められている。

＜加入者への通知例＞

拠出 太郎 様

確定拠出年金お取引状況のお知らせ

XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXXXXXX
-XXXXXXXXXX-XXXXXXXXXXXX

企業名 ○○○株式会社

事業所名 本社

所属名 △□○部

従業員番号 9999999999

契約名/契約番号 /1 2 3 4 5 6 7

○○○確定拠出プラン

企業名/企業番号 /2 3 4 5 6 7 8

○○○株式会社

加入者口座番号 /1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記録関連運営管理機関

○○○社

お問い合わせ先 XXXX-XX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2017年 4月 1日から2017年 9月30日までのお取引状況を
ご報告いたします。なお、ご不明の点等ございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

今回基準日 2017年 9月30日 前回基準日 2017年 3月31日

5. 運用金額

●掛金額（定時拠出）の明細

拠出日	事業主掛金額	加入者掛金額	掛金額	拠出区分期間（拠出の対象となる期間）
2018年 4月25日	6,000円	4,000円	10,000円	2017年3月分掛金
2018年 6月23日	12,000円	0円	12,000円	（事業主拠出）2017年4月～2017年5月分掛金
2018年 7月25日	6,000円	12,000円	18,000円	（事業主拠出）2017年6月分掛金、（加入者拠出）2017年4月～2017年6月分掛金
2018年 9月25日	12,000円	8,000円	20,000円	（事業主拠出）2017年10月～2017年12月分掛金、（加入者拠出）2017年11月～2017年12月分掛金
2018年11月24日	0円	8,000円	8,000円	（加入者拠出）2017年9月～2017年10月分掛金
2018年12月25日	18,000円	4,000円	22,000円	（事業主拠出）2017年9月～2017年11月分掛金、（加入者拠出）2017年11月分掛金
合計	54,000円	36,000円	90,000円	

各月の事業主掛金の拠出者は、規約に記載されている事業主様です。

事業主掛金額累計 80,000円 加入者掛金額累計 40,000円

＜関係条文＞

○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

（企業型年金加入者等原簿）

第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2（略）

（個人別管理資産額の通知）

第二十七条 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

○確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等が行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～三（略）

四 過去に拠出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間(同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第十一条の二第二項に規定する拠出区分期間。第二十一条及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。)ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五～十七（略）

2～6（略）

（加入者等への通知事項等）

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五（略）

六 過去に拠出された事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額

七～十三（略）

2～6（略）

(注)通知例の様式や記載されている金額等は例示であり実際の加入者とは無関係

2.個人型確定拠出年金(iDeCo)

- ・現状
- ・拠出限度額
- ・企業型DC加入者のiDeCo加入
- ・「穴埋め型」
- ・加入可能要件と受給開始時期
- ・受給の形態
- ・加入手続、広報等

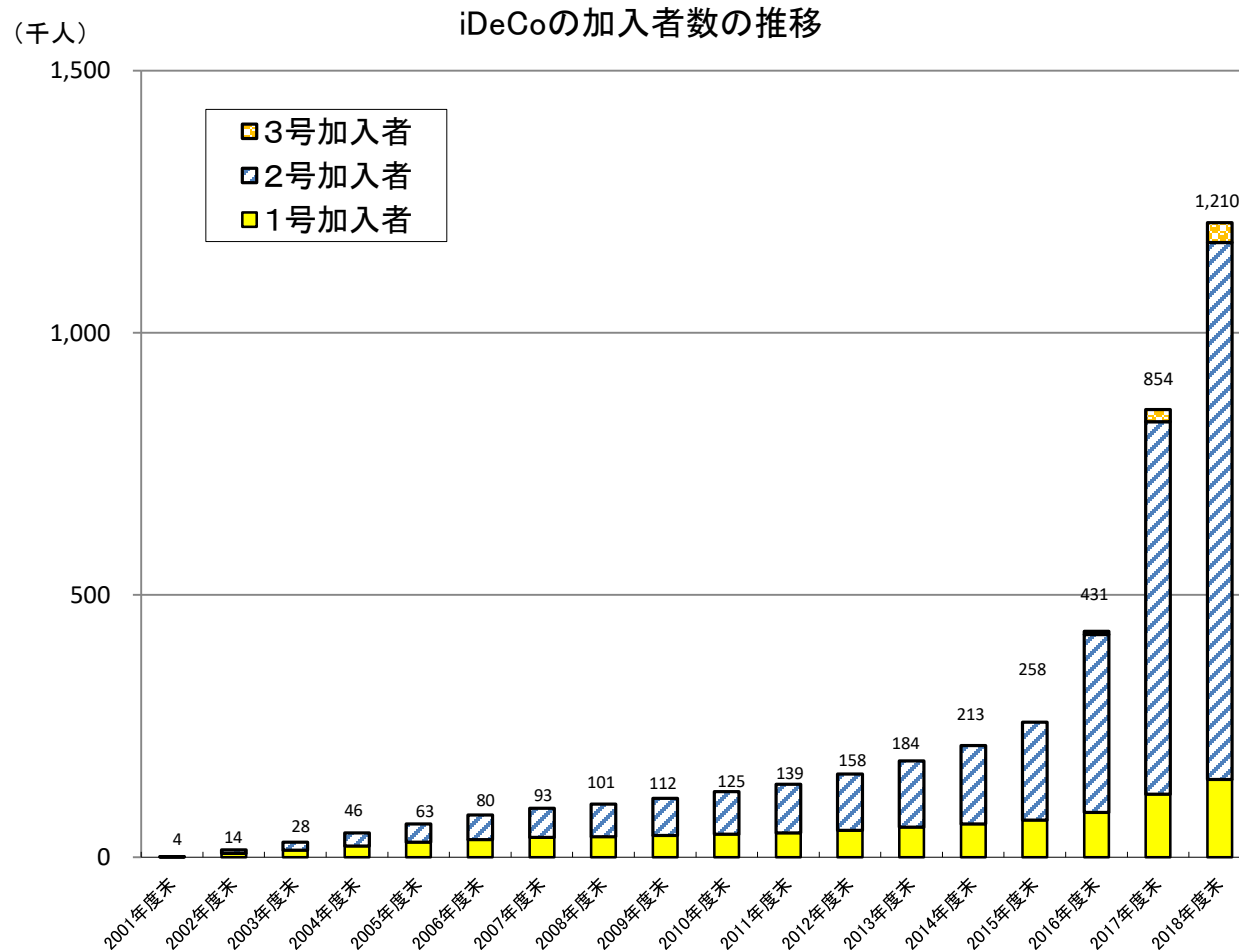
確定給付企業年金と確定拠出年金の拠出・給付の仕組み

- 確定給付企業年金・確定拠出年金については、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっている。
- 確定給付企業年金は、企業の退職給付制度の中で企業のニーズに柔軟に対応できるよう設計された適格退職年金や厚生年金基金の後継制度であり、加入可能要件は厚生年金被保険者とされているとともに、退職等を事由とした支給開始要件(年齢)到達前の中途引き出しが認められている。
- 確定拠出年金は、単なる貯蓄とは異なり老後の所得確保を図るという制度趣旨の下、受給開始時期は60歳以上とされているとともに、中途引き出しは原則認められていない。加入可能要件については、受給開始時期を踏まえ、原則60歳未満の公的年金被保険者とされている。

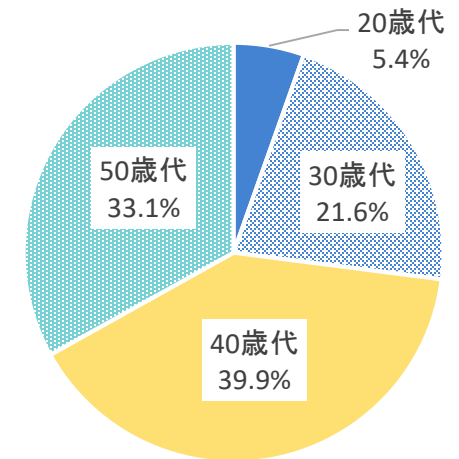
		確定給付企業年金	確定拠出年金	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額あり
	加入可能要件(年齢)	厚生年金被保険者 (原則70歳未満)	60歳未満の公的年金被保険者 ※企業型確定拠出年金で規約に定めがある場合、60歳前と同一の実施事業所で引き続き使用される加入者は、65歳未満の規約で定める年齢まで加入可能	
給付の仕組み	支給開始要件(年齢) 受給開始時期の選択	60歳~65歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合) ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる(繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)	60歳~70歳の請求時 ※60歳までの加入等の期間が10年に満たない場合は、60歳未満の加入等期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途 引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	

iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28)年9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo(individual-type Defined Contribution pension plan)に決定。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2017(平成29)年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が急増。2019(平成31)年3月末現在、121.0万人。



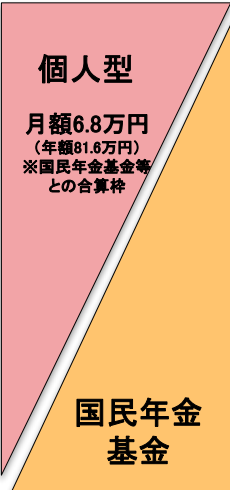
iDeCo加入者の年齢構成
(2019(平成31)年3月末現在)



(出所) 国民年金基金連合会調べ

拠出限度額の一覧

- 2017(平成29)年1月、iDeCoの加入者範囲を、これまでの第1号被保険者と企業年金のない第2号被保険者から、企業年金加入者(※)、公務員等共済加入者、第3号被保険者にまで拡大した。
 ※ ただし、企業型確定拠出年金加入者については、企業型の規約にiDeCoにも加入できることを定めた場合に限る。

	企業型も確定給付型も実施していない場合	企業型のみを実施している場合	企業型を実施し、規約で個人型の加入を認めている場合	企業型と確定給付型を実施している場合	企業型と確定給付型を実施し、企業型の規約で個人型の加入を認めている場合	確定給付型のみを実施している場合		
 <p>個人型 月額6.8万円 (年額81.6万円) ※国民年金基金等との合算枠</p> <p>国民年金基金</p>	個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円) (※2)	企業型 月額5.5万円 (年額66万円) (※1)	個人型 月額2万円 (年額24万円)	企業型 月額2.75万円 (年額33万円) (※1)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円)
			企業型 月額3.5万円 (年額42万円)	確定給付型 (厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など) 拠出限度額なし			国家公務員共済組合 地方公務員共済組合	
<h2>厚生年金保険</h2>								
<h2>国民年金(基礎年金)</h2>								

国民年金
第1号被保険者

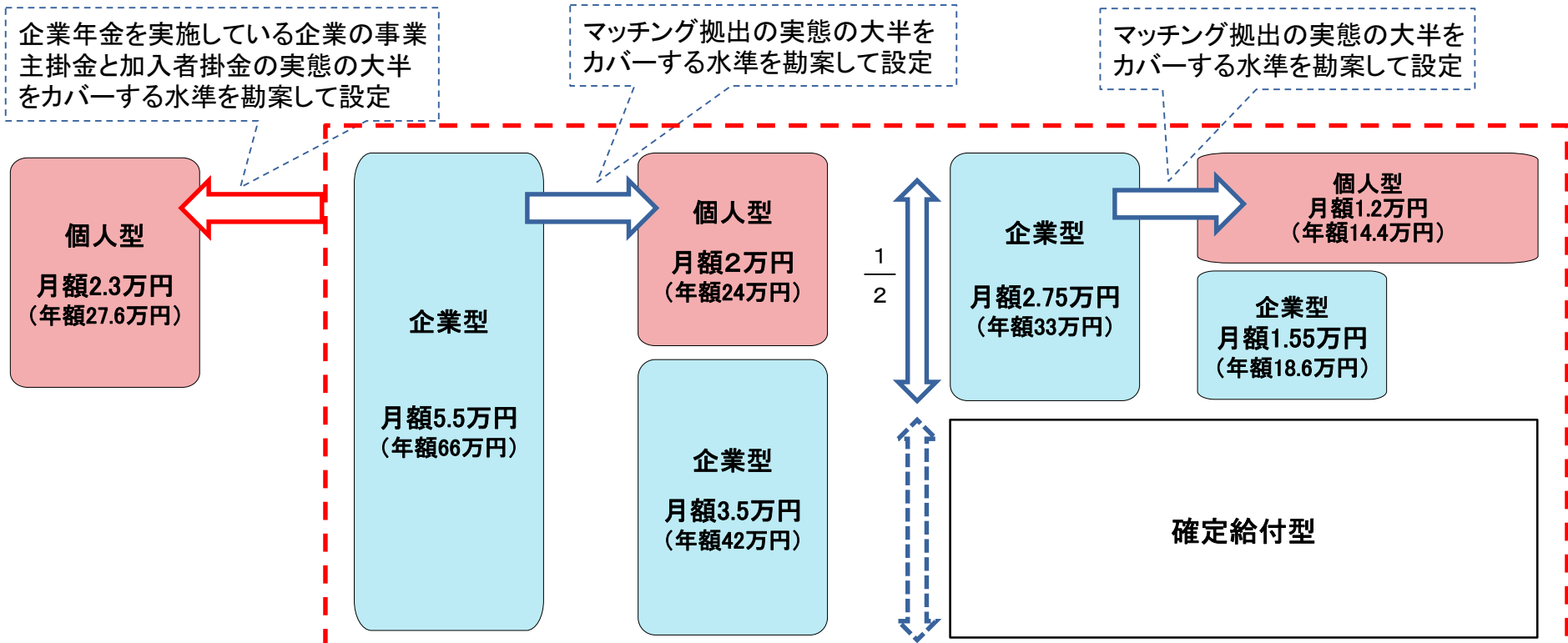
国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。
 ※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)。

iDeCoの拠出限度額の考え方

- 第1号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額6.8万円)は、国民年金基金の拠出限度額が既に設定されていた中で、新たな選択肢としてiDeCoが導入されたことから、国民年金基金とiDeCo共通の拠出限度額とした。
- 企業年金がある第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額2万円又は1.2万円)は、マッチング拠出の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定した。
- 企業年金がない第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額2.3万円)は、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定した。

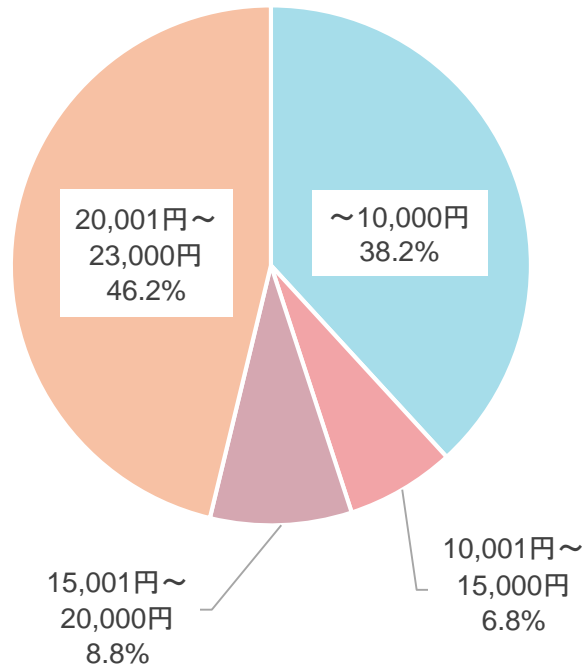


iDeCoの掛金額別の加入者割合①(第2号被保険者)

【企業型も確定給付型も実施していない場合】

(n=62.6万人)

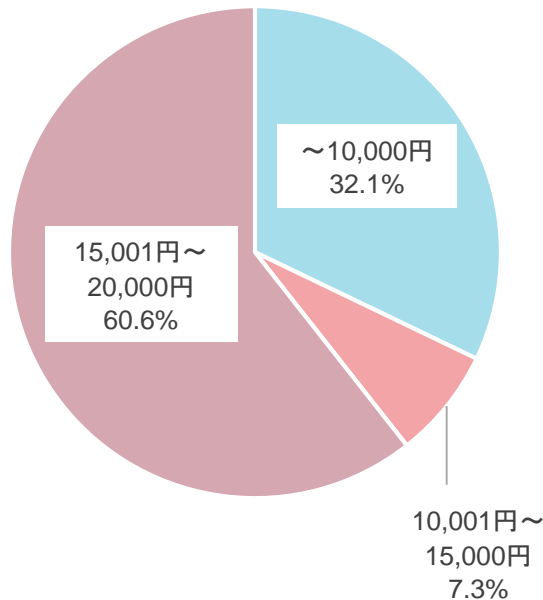
拠出限度額 月額2.3万円



【企業型を実施し、規約で個人型の加入を認めている場合】

(n=0.4万人)

拠出限度額 月額2.0万円

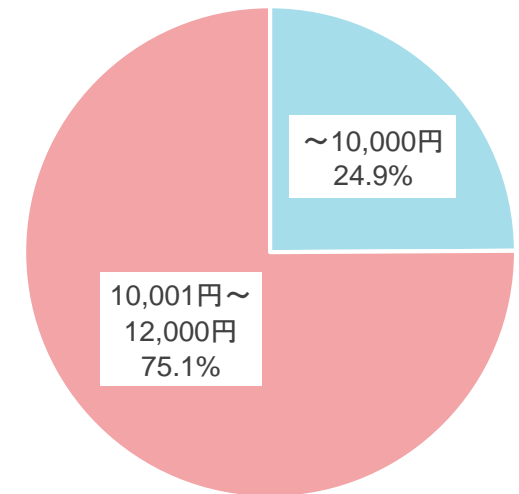


【確定給付型を実施している場合】

(共済組合員を含む)

(n=37.2万人)

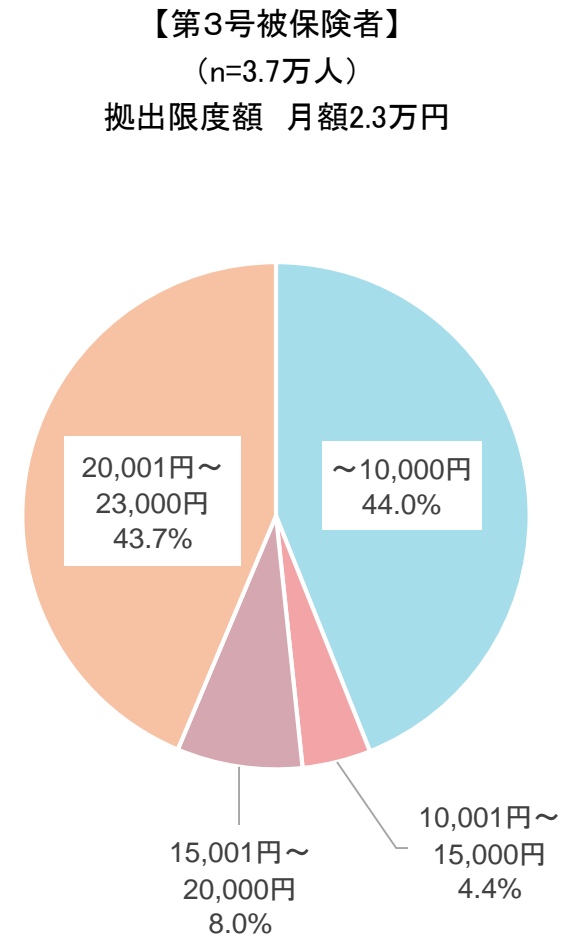
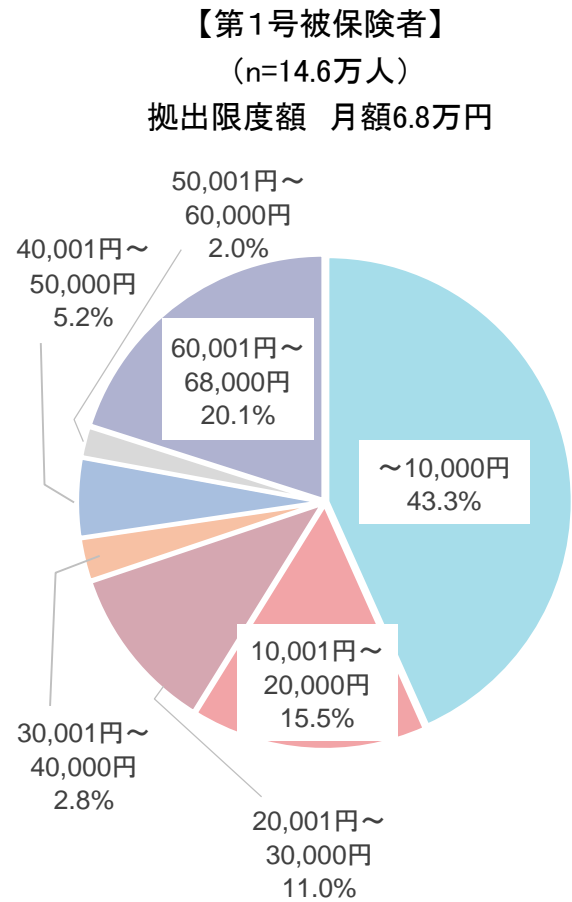
拠出限度額 月額1.2万円



(出所)国民年金基金連合会調べ(2019(平成31)年3月末現在)

(注)掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2019(平成31)年3月に拠出した加入者掛金の額

iDeCoの掛金額別の加入者割合②(第1号・第3号被保険者)



(出所) 国民年金基金連合会調べ(2019(平成31)年3月末現在)

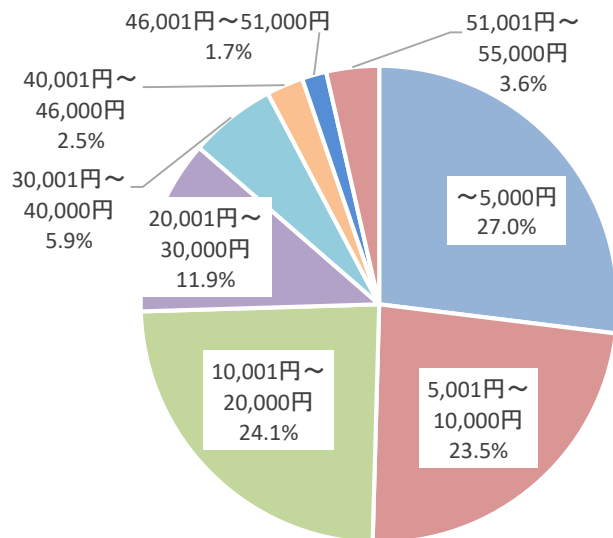
(注) 掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2019(平成31)年3月に拠出した加入者掛金の額

企業型DCの事業主掛金額別の加入者割合①

【企業型のみ実施している場合】

(n=274.6万人)

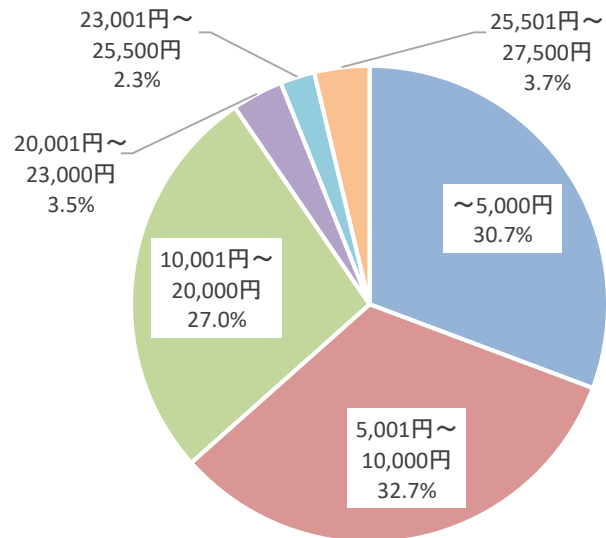
拠出限度額 月額5.5万円



【企業型と確定給付型を実施している場合】

(n=402.0万人)

拠出限度額 月額2.75万円



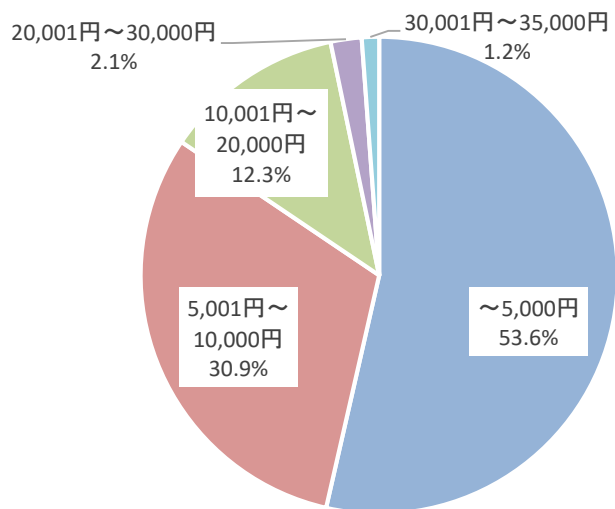
(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

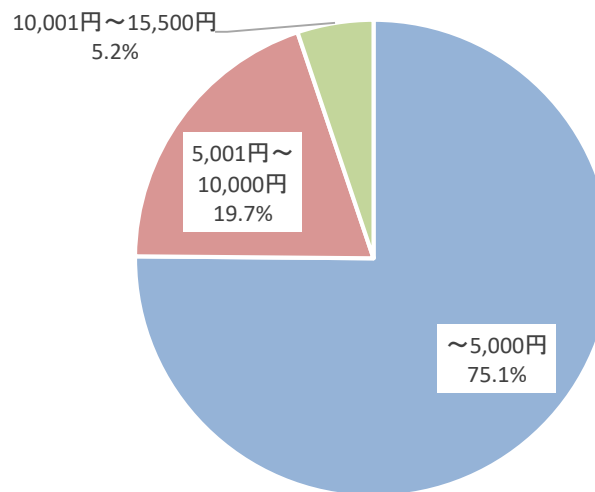
事業主掛金額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

企業型DCの事業主掛金額別の加入者割合②

【企業型を実施し、規約で個人型の加入を認めている場合】
 (n=10.2万人)
 拠出限度額 月額3.5万円



【企業型と確定給付型を実施し、企業型の規約で個人型の加入を認めている場合】
 (n=5.8万人)
 拠出限度額 月額1.55万円



(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの
 事業主掛金額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

第2号被保険者のiDeCo拠出限度額

- iDeCoの加入資格や拠出限度額の管理を行う国民年金基金連合会は、日本年金機構との情報連携により、iDeCo加入者の公的年金被保険者資格の種別と保険料納付状況を把握することができる。
- 第2号被保険者については、企業年金の実施状況によってiDeCoの拠出限度額が異なるため、事業主証明書の提出を求めているが、分かりやすさの観点と事業主証明書を不要にする観点から、第2号被保険者の拠出限度額を統一すべきとの意見がある。(経団連、企年連、企年協、国基連、金融団体)

国民年金基金連合会 届出書コード 13062 事業主控え

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入 変更を要する場合は、記入してください。 ●大枠内に必要な事項をホームページで、はかり、分りやすく記入ください。
 ●毎月のお金納めには上記が必要です。詳しくは記入欄をご確認ください。 ●捺印項目にはし点を記入してください。
 ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の両側余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正部分に訂正印を押印してください。(申出者の情報欄:申出者の訂正印・事業主の情報欄:事業主の訂正印)

1. 申出者の情報

加入者名を記入する場合は、別紙に添付してください。

申出者氏名 **年金 一郎** 印 **年金 一郎** 基礎年金番号 **12334-567890**

2. 拠出額区分

拠出額を下記の毎月定額で納付します。 毎月のお金納め額 **20000**

拠出額を指定して納付します。 別紙の「加入者別拠出額登録-変更届」を添付してください。

3. 事業主の署名および押印等

郵便番号 **123-4567** 電話番号 **12-3456-7890**

申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明の内容を登録を申請します。
 証明日 令和 1年 12月 12日

住所 **東京都〇〇区△△1-23-456** ビル

フリガナ **マダマダ (カ)**
 事業主名称 **〇〇株式会社**

事業主代表取締役 **年金 太郎**

事業主印 **〇〇株式会社 印**

4. 企業年金制度等の加入状況

番号 **110** おページのフローチャートを実施し、該当事項を正確に記入してください。

5. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

郵便番号 電話番号

6. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

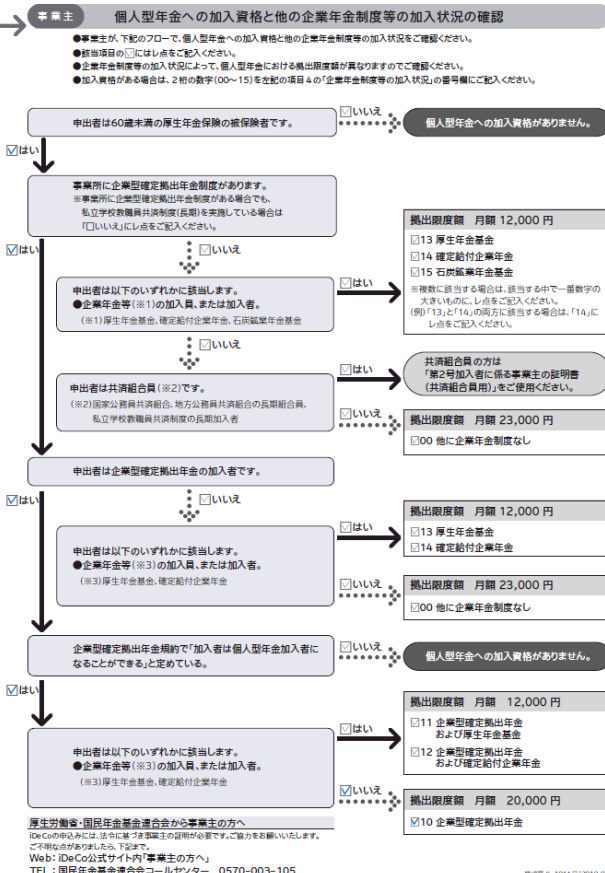
「事業主払込」で登録済 「個人払込」で登録済 いずれの登録もない わからない

7. 拠出の納付方法 必ずいずれかを「選択」してください

申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。
 申出者が希望しているため、「個人払込」とする。
 申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。
 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

8. 資格取得年月日

資格取得年月日	退職手当制度の種類	同制度の実施主体	同制度の拠出法令等
09/04/01	①事業所で実施している退職手当等	事業主	労務法第30条
	②中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	③中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	④中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	⑤中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	⑥中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	⑦中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	⑧中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	⑨中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法
	⑩中遺族(中)企業年金(共有)	建設(建設業)建設業(建設業)	中小企業退職金共済法



企業型DC実施企業におけるiDeCoの加入①

- 企業型確定拠出年金の実施企業は、以下の①～③の選択肢のうち、いずれかを企業単位(規約単位)で選択する。
- ②のマッチング拠出については、事業主に事務負担が生じること等から、規約に定めた場合に限っている。
- ③の企業型の加入者のiDeCoへの加入については、企業型の事業主掛金とiDeCoの掛金の合計額が拠出限度額に収まるよう、事業主掛金の上限の引下げが必要となること等から、規約に定めた場合に限っている。

企業型の規約において①～③のいずれかを選択(労使合意)

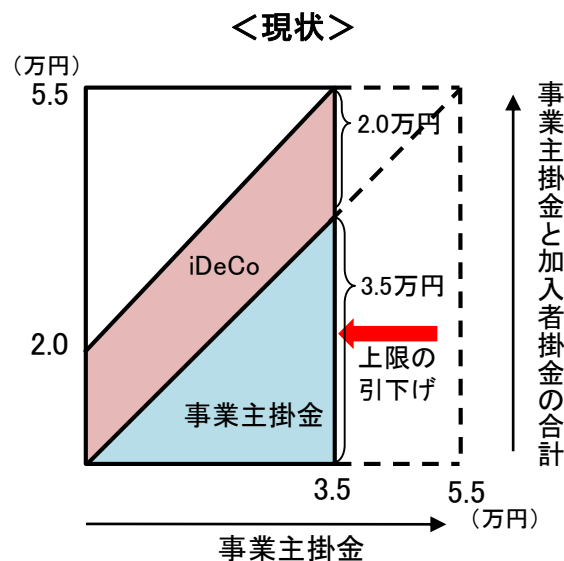
①事業主掛金のみ 21,765事業主(65.7%)	②事業主掛金+マッチング拠出 10,186事業主(30.7%)	③事業主掛金+iDeCo加入 1,187事業主(3.6%)
<ul style="list-style-type: none"> 月額5.5万円以内で事業主が拠出可能 	<ul style="list-style-type: none"> 月額5.5万円以内で事業主と加入者が拠出可能 加入者は事業主掛金の範囲内で拠出可能 	<ul style="list-style-type: none"> 月額3.5万円以内で事業主が拠出可能 加入者は月額2万円以内でiDeCoに拠出可能
<p>(万円) 5.5</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>事業主掛金</p> <p>5.5 (万円)</p>	<p>(万円) 5.5</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>加入者掛金</p> <p>事業主掛金</p> <p>2.75</p> <p>5.5 (万円)</p> <p>事業主掛金</p>	<p>(万円) 5.5</p> <p>事業主掛金と加入者掛金の合計</p> <p>iDeCo</p> <p>事業主掛金</p> <p>2.0万円</p> <p>3.5万円</p> <p>上限の引下げ</p> <p>2.0</p> <p>3.5</p> <p>5.5 (万円)</p> <p>事業主掛金</p>

※1 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

※2 事業主数は、2019(平成31)年3月末現在

企業型DC実施企業におけるiDeCoの加入②

- 現行の仕組みは、企業型の事業主掛金の上限を月額3.5万円とすることで、加入者のiDeCoの掛金額にかかわらず、企業型の事業主掛金とiDeCoの掛金の合計額が必ず拠出限度額(月額5.5万円)に収まることを担保した事務処理の簡便さを重視した方法である。
- しかしながら、多くの企業が昇格・昇給に伴い掛金額が増えるタイプの設計を採用している中、事業主掛金の上限の引下げは行いにくく、その場合は、当該企業の企業型の加入者全員がiDeCoに加入できないこととなる。
 - ※ この規約の制約があるのは企業型確定拠出年金のみで、確定給付企業年金の加入者は、本人が希望すればiDeCoに加入できる。
- 国民一人ひとりが老後の所得確保に向けた取組を行うことができるようにする観点から、規約の制約なく、本人が希望すればiDeCoに加入できるように改善すべきとの意見がある。
(経団連、金融団体、部会委員)



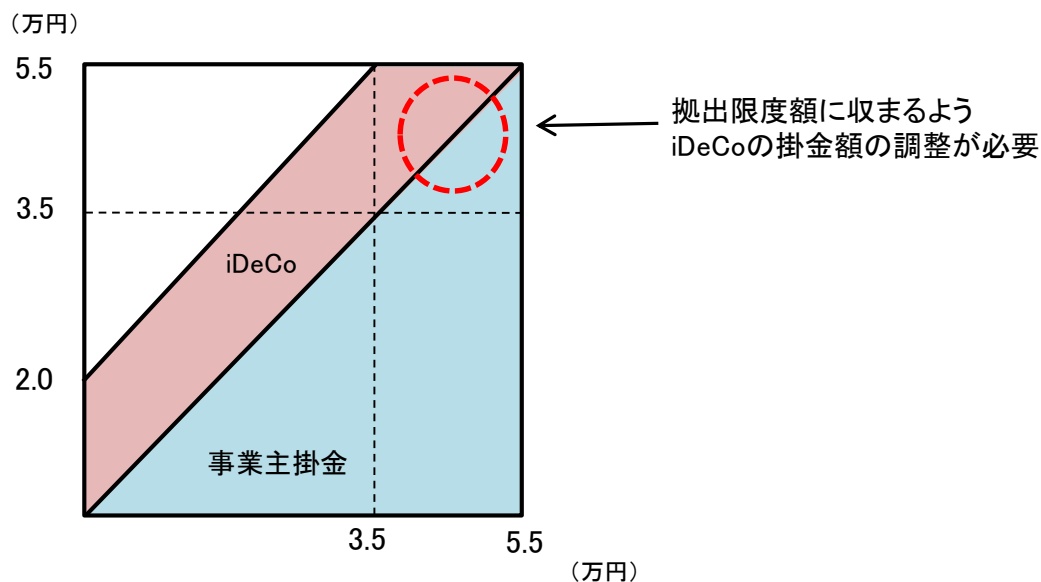
※ 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

企業型DC実施企業におけるiDeCoの加入③

- 規約の制約なく本人が希望すればiDeCoに加入できるように改善する場合、企業型の事業主掛金とiDeCoの掛金の合計額が拠出限度額に収まるよう、企業型の記録関連運営管理機関とiDeCoの拠出限度額の管理を行う国民年金基金連合会との情報連携が必要となる。
- 企業型の事業主掛金が3.5万円を超える者は、iDeCoの掛金額によっては、合計額が拠出限度額の5.5万円を超える可能性があり、iDeCoの掛金額の調整が必要となる場合がある。

※ 現在、中小事業主掛金納付制度(イデコプラス)については、iDeCoの事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額(月額2.3万円)に収まるよう、加入者掛金の掛金額が自動的に調整されている。

※ 現在、事業主掛金が3.5万円を超えている者は、企業型のみ加入者の約1割となっている。

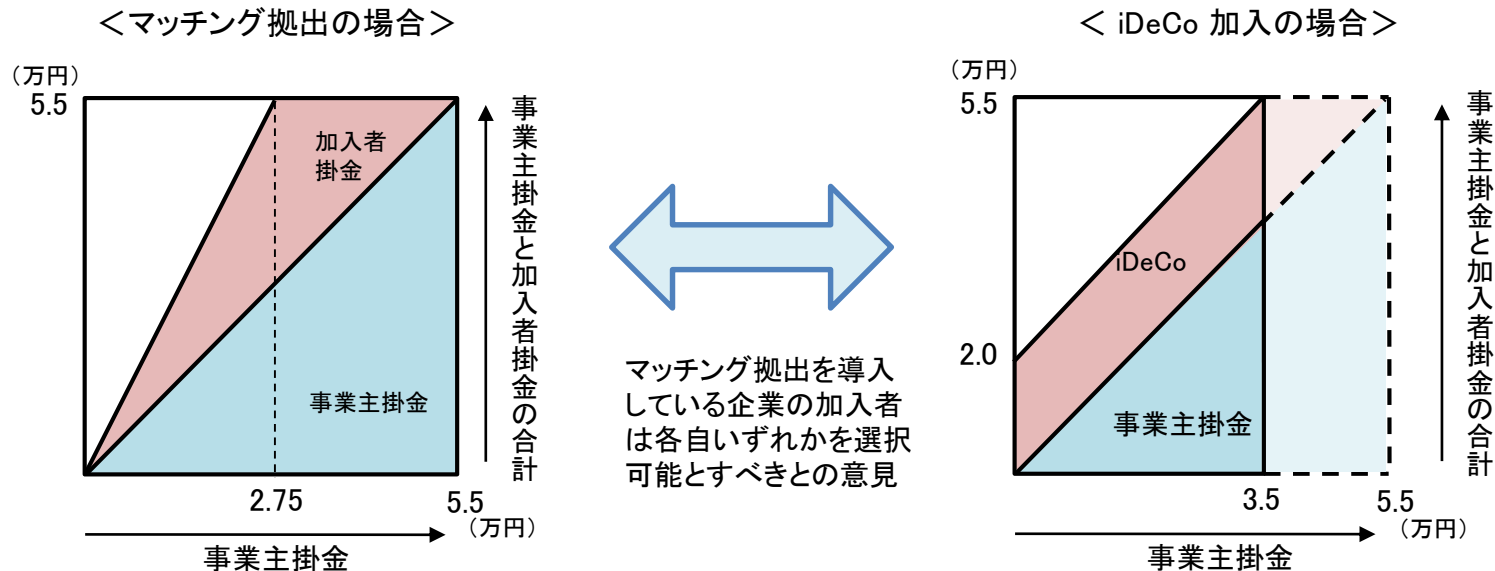


※ 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

マッチング拠出とiDeCo加入の選択

- 企業型の加入者の個人の取組を支援する仕組みとしてマッチング拠出があるが、事業主がマッチング拠出を導入している企業の場合、当該企業の企業型の加入者全員がiDeCoに加入できない。
- マッチング拠出を導入している企業の企業型の加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにすべきとの意見がある。（金融団体）

※ 現在、マッチング拠出を導入している企業は、事業主の事務負担等から約3割にとどまり、かつ、マッチング拠出は事業主掛金の範囲内で拠出が可能という制約がある。



※ 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の比較

○ マッチング拠出とiDeCo加入とでは、加入者掛金の上限額のほか、事務費負担や資産運用で違いがある。

	マッチング拠出	企業型加入者のiDeCo加入
導入時	事業主に事務負担が生じること等から、規約に定めた場合に限り可能	企業型の事業主掛金の上限を3.5万円とする必要があること等から、規約に定めた場合に限り可能
加入者掛金の限度額(上限額)	<ul style="list-style-type: none"> ・月額2.75万円まで (確定給付型を実施している場合：月額1.375万円まで) ・事業主掛金の額を上回らないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額2万円まで (確定給付型を実施している場合：月額1.2万円まで)
税制優遇	小規模企業共済等掛金控除	
事務費負担	事業主負担が多い	加入者が負担
資産運用	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型確定拠出年金として資産を一体的に管理 ・事業主が委託した運営管理機関の提示する運用商品から選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型確定拠出年金とiDeCoの資産をそれぞれ管理 ・多くの運営管理機関・運用商品から自由に選択

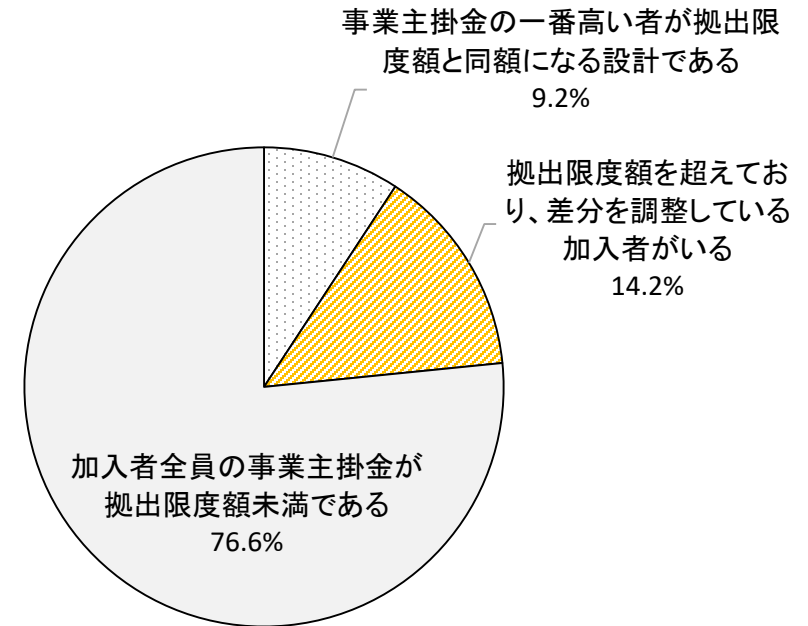
企業型DCにおける掛金の算定方法

- 企業型確定拠出年金においては、8割以上が昇格・昇級に伴い掛金額が増えるタイプの設計を採用している。
- 事業主掛金の額と拠出限度額の関係について尋ねたところ、事業主掛金の一番高い者が拠出限度額と同額になる設計である企業型確定拠出年金が9.2%、事業主掛金の額が拠出限度額を超えている加入者が存在する企業型確定拠出年金が14.2%ある。

<企業型確定拠出年金における掛金の算定方法>

掛金の設定方法	率
全社員一律定額	12.0%
全社員一律の定率	31.9%
職種・資格・等級によって掛金額を段階的に設定	52.9%
定額と定率の組み合わせ	3.2%

<事業主掛金の額が拠出限度額に達している加入者の状況>



(出所) 企業年金連合会「第4回 確定拠出年金制度に関する実態調査」(2013年)

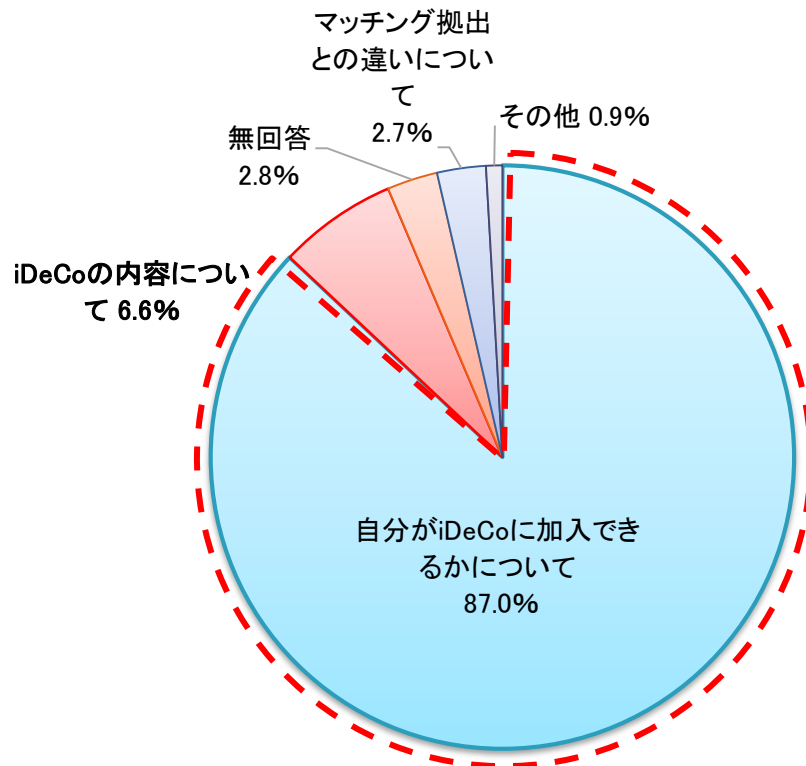
(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)

企業型DC加入者から企業への問い合わせ内容

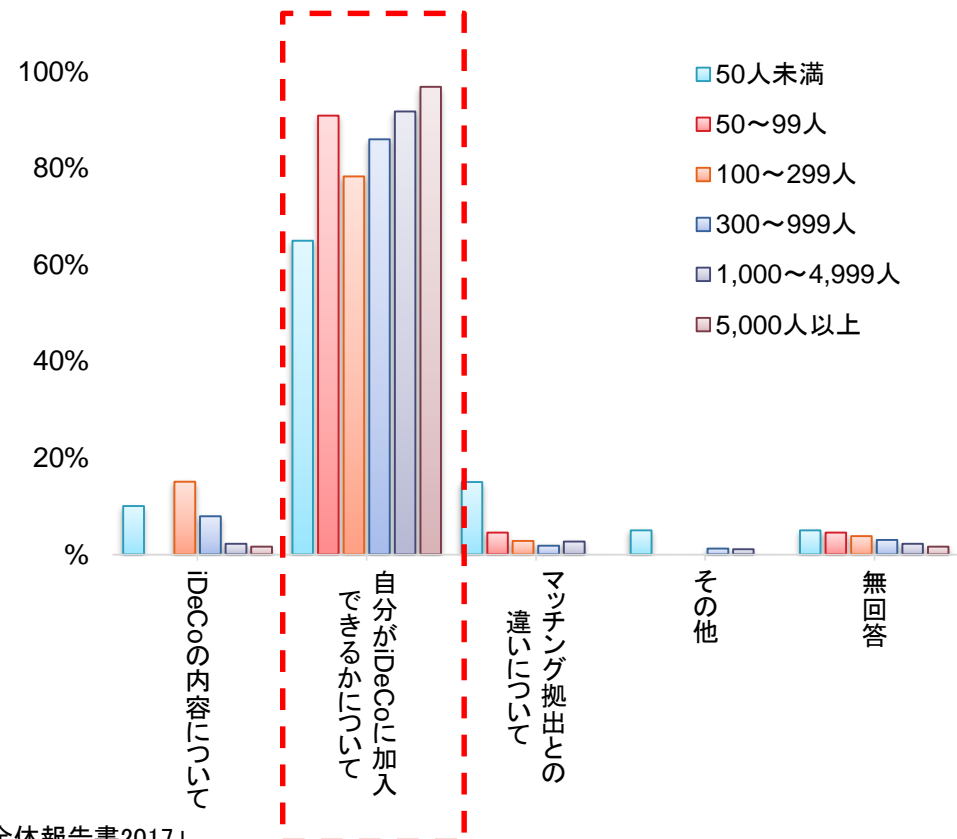
○ 企業型の加入者の場合、本人の希望だけではiDeCoに加入できないこと等から、加入者から企業へのiDeCoについての問い合わせ内容の大半(87.0%)が「自分がiDeCoに加入できるかについて」の確認となっている。

<加入者からのiDeCoについての問い合わせ内容>

【全体】



【従業員規模別】



(出所) 確定拠出年金教育協会「企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査全体報告書2017」

※ 企業型年金承認規約代表企業の担当者を対象。n=562

「穴埋め型」

- 企業年金は企業が任意で行う退職給付制度である以上、給付水準は企業ごとに異なり、そもそも企業年金がない者もいる。
- また、企業年金の中でも、確定給付型と確定拠出型とでは、制度創設の経緯を反映して制度間で仕組みが異なっているが、双方の特徴を併せ持つハイブリッド型の普及が進んでいる。
- 老後の所得確保に向けた支援(非課税枠)を公平にする観点から、iDeCoを活用した「穴埋め型」の意見がある。

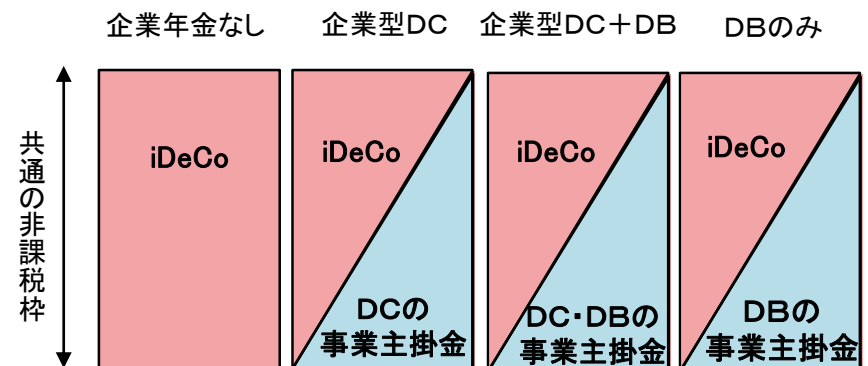
＜穴埋め型の仕組み＞

- ・ 全国民について、個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設ける
- ・ 現役時代は一定の上限額まで非課税による積み立て(掛金拠出)を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税(EET)
- ・ 企業年金がある場合は、DB(実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算)・DCへの企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能
- ・ 使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める
- ・ 退職一時金については、受給段階ではなく、拠出段階として控除を適用(=受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める)

クリアすべき問題: DB掛金の換算方法、マイナンバー、引き出し要件など

～2018年10月23日政府税制調査会へ提出
された森戸英幸教授のレジюме資料より

＜穴埋め型のイメージ(第2号被保険者)＞



(※)企業型DCでマッチング拠出を導入している企業の場合は、iDeCoかマッチング拠出かを加入者がそれぞれ選択可能とすることも考えられる。

加入可能要件

- 確定拠出年金の加入可能要件として、公的年金の被保険者資格を有していることに加えて、企業型は65歳未満、iDeCoは60歳未満という年齢要件がある。

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
加入可能要件	厚生年金被保険者 (原則70歳未満)	<p>【企業型】 60歳未満の厚生年金被保険者</p> <p>※規約に定めがある場合、60歳前と同一の実施事業所で引き続き使用される加入者は、65歳未満の規約で定める年齢まで加入可能</p>	<p>【個人型 (iDeCo)】</p> <p>①国民年金第1号被保険者 (原則60歳未満)</p> <p>②60歳未満の厚生年金被保険者</p> <p>③国民年金第3号被保険者 (60歳未満)</p>

※ 括弧内は、公的年金制度において設けられている年齢。

※ 確定給付企業年金・企業型確定拠出年金については、規約において、特定の者について不当に差別的でない範囲内で、一定の資格を設けることができる。

加入可能年齢の引上げと受給開始時期の柔軟化

○ 確定拠出年金は、老後の所得確保を図るという制度趣旨の下、受給開始時期を60歳以上(※1)と設定して、それまでの間の中途引き出しを原則禁止とするとともに、拠出(加入可能年齢)は60歳到達前まで(※2)としており、制度で一律に拠出期間と受給期間を分けている。

(※1) 受給開始時期を60歳以上としたのは、確定拠出年金制度創設の検討当時は、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢についてこれから段階的に引き上げられていく状況にあり、公的年金の補完として確定拠出年金も60歳から受給できるようにしたもの。

(※2) 企業型確定拠出年金は、2011(平成23)年改正で、当時の高年齢者雇用確保措置を踏まえ、最大65歳まで加入可能となった。

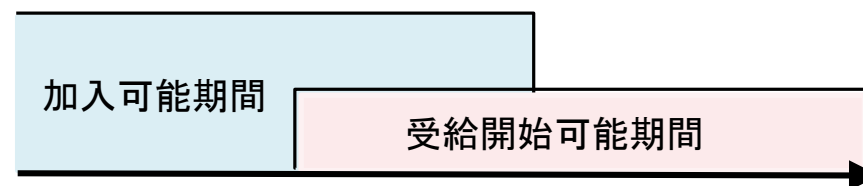
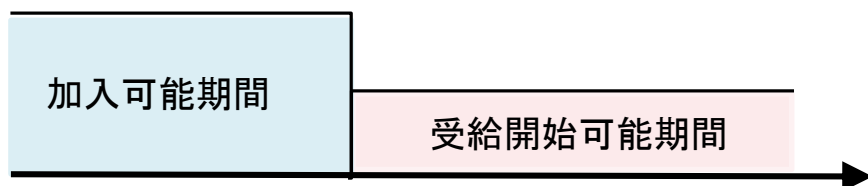
○ 高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図る観点から、加入可能年齢(現行60歳まで)を引き上げるとともに、受給開始時期(現行60歳から70歳まで)を柔軟化して、個人の状況に応じた選択肢を増やすべきとの意見がある。

(経団連、企年連、企年協、国基連、金融団体)

○ ただし、高齢期における生活は多様であって、それぞれの方々が望ましいと考える生活水準、働き方への希望、収入・資産も様々であることから、引き続き60歳からの受給も選択できるようにすべきとの意見がある。(経団連、金融団体)

<現状>

<要望のイメージ>



第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(2) 全世代型社会保障への改革

① 70歳までの就業機会確保

(年金制度との関係)

70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職高齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等)

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度(※)の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。(略)

短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。(略)

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意した上で、繰下げ制度の柔軟化を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職高齢年金の在り方等を検討し、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

また、老後の生活設計の選択を支援するため、随時ねんきん定期便等の記載を見直す。

※ 被用者保険の更なる適用拡大

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革

1. 70歳までの就業機会確保

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

- ・ 2019年の公的年金の財政検証結果を基に、「人生100年時代」を展望し、より多くの人が多様な形態で長く働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、2020年の通常国会への法案提出を念頭に、公的年金・私的年金両面にわたる制度改革を進める。
- ・ 長期化する高齢期の経済基盤を就労期間を延伸することで充実することが可能となるよう、繰下げ制度（現在、1年繰下げで、年間8.4%増額、5年繰下げで、年間42%増額）の柔軟化等による、高齢期の就労と年金受給開始時期の選択肢の拡大を図る。また、公平性に留意しつつ、マクロ経済スライド調整が進む将来の受給世代ができるだけ長く働き年金水準を確保することを阻害しないよう、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職中の賃金と年金の調整（在職老齢年金制度）等の見直しを行う。これらについては、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。
- ・ 短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、勤労者皆社会保険制度の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。
- ・ 高齢期の長期化と就労の拡大・多様化等を踏まえた私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

国民年金の任意加入者

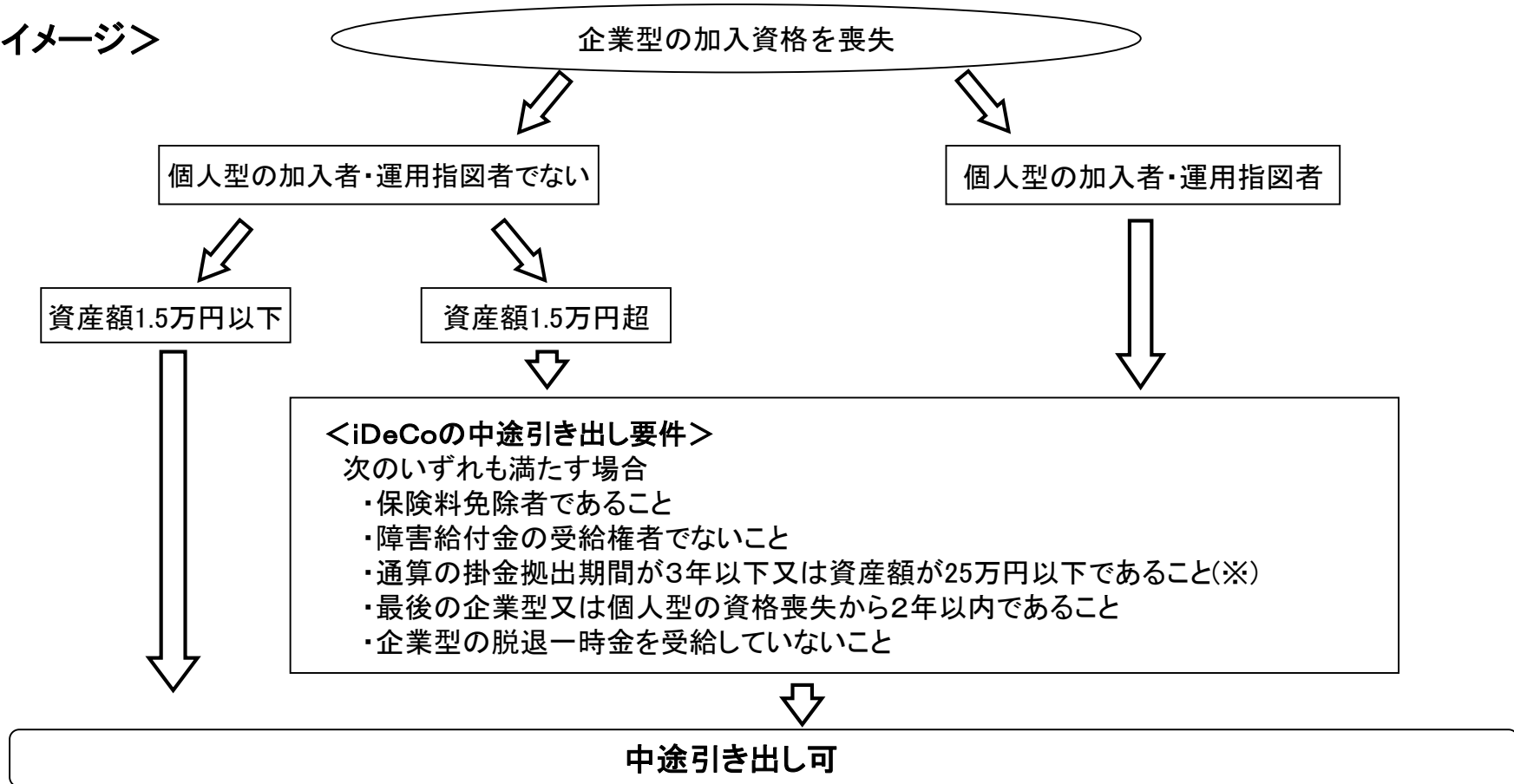
- iDeCoや国民年金基金については、公的年金の被保険者資格を有していることが加入の前提となっている。
- 現在、厚生年金被保険者を除き、国民年金の加入は60歳までとなっている。
- ただし、40年の納付済み期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合で年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入できる。また、外国に居住する日本国籍を有する者で、20歳以上65歳未満の者も任意加入できる。
- この間、国民年金の任意加入者については、国民年金基金への加入が順次認められてきた一方で、iDeCoへの加入は認められていない。

	国民年金の任意加入者	
	国内に住所を有する60歳～65歳	日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、国内に住所を有しない20歳～65歳
国民年金基金	○ (2011(平成23)年改正)	○ (2016(平成28)年改正)
iDeCo	×	×

中途引き出し

○ 確定拠出年金制度においては、単なる貯蓄とは異なり老後の所得確保を図るという制度趣旨の下、原則として60歳到達前の中途引き出しは認められていない。

<イメージ>



※ 「3年以下」・「25万円以下」とした理由: 公的年金では、日本国籍を有しない外国人が外国に帰国するときは、その外国人は、最大で「3年間分」の保険料を基に設定した脱退一時金を受給できることとなっている。確定拠出年金は公的年金の上乗せの年金制度であることにかんがみ、この外国人に対する公的年金の脱退一時金とのバランスを考慮して「3年以下」に設定したものである。また、加入期間3年未満の掛金を拠出していない者の個人別管理資産額の実態が25万円程度であることを考慮したものである。

外国に居住する者

- iDeCoについては、iDeCoに加入できず年金資産を積み増すことができない場合であって、通算の掛金拠出期間が短いこと又は資産額が少額であること等の要件を満たす場合に限り、中途引き出しが例外的に認められている。
- iDeCoに加入できず年金資産を積み増すことができない場合として、現在、「保険料免除者であること」に限定されているが、外国に居住する者も、iDeCoに加入できず年金資産を積み増すことができない。
※ 外国に居住する者であっても厚生年金被保険者であればiDeCoに加入できる。
- 国民年金の任意加入者のiDeCoへの加入が可能となれば、外国に居住する日本国籍を有する者については、年金資産を積み増すことができるようになる。

<国民年金の種別とiDeCoの加入可否>

第1号被保険者	
第2号被保険者	iDeCo 加入可能
第3号被保険者	

保険料免除者で、通算の掛金拠出期間が短いこと又は資産額が少額であること等の要件を満たす場合に限り、中途引き出しが可能

iDeCoにおける受給の形態

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、一時金受給が企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- iDeCoは資産額が少額のケースが多いことも一時金受給が選択される要因であるとの指摘がある。

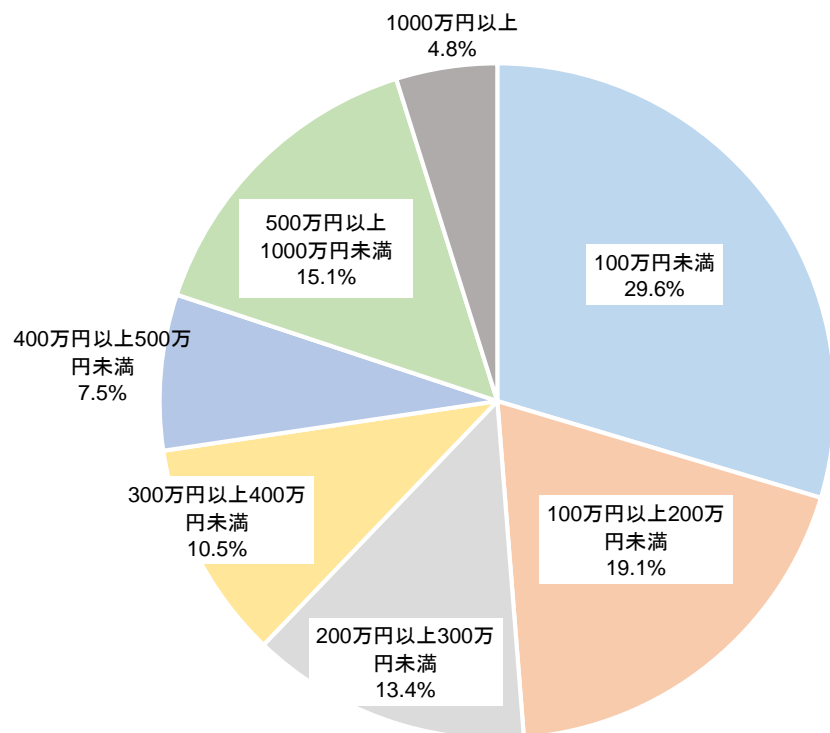
<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金(併給)	8%	1%	1%
一時金	68%	94%	89%

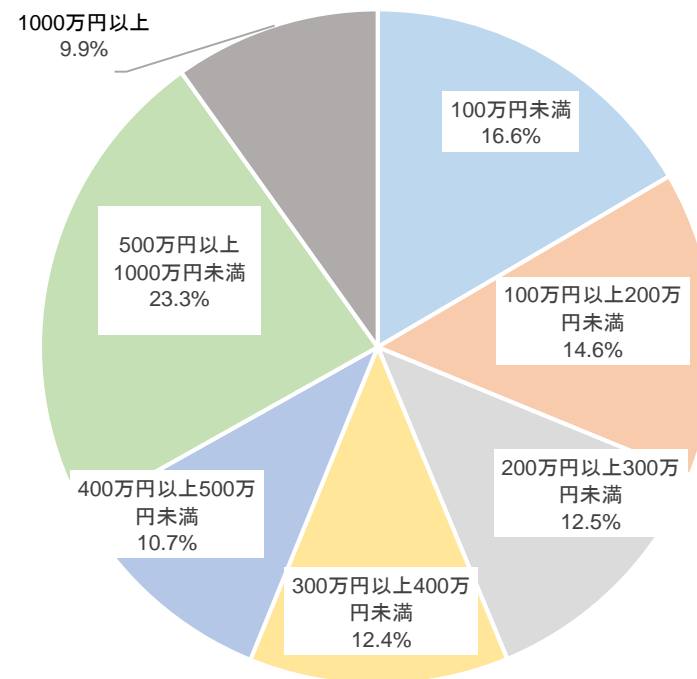
(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成
確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成30年度)を基に作成

iDeCoの給付額

【iDeCo】老齢給付金(一時金)
1件当たり給付額の分布(2016(平成28)年度)



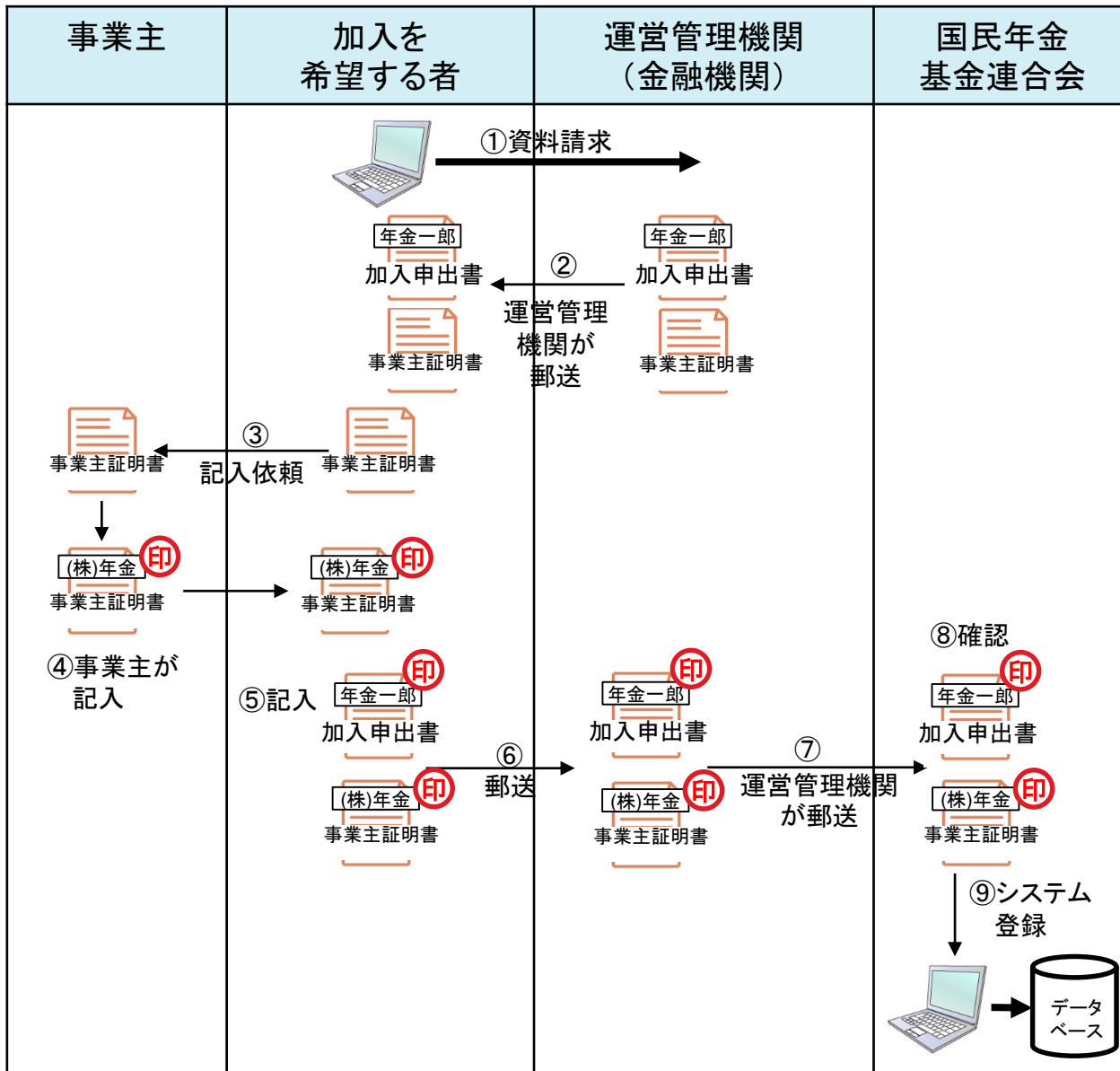
(参考)【企業型】老齢給付金(一時金)
1件当たり給付額の分布(2016(平成28)年度)



(出所) 記録関連運営管理機関による調査(2016(平成28)年度)を基に作成

iDeCoの加入手続①

○ iDeCoの加入手続はインターネットだけでは完結せず、各種書類の提出が必要となっている。



- ① 加入を希望する者は、運営管理機関のHPやコールセンターで資料請求を行う。
- ② 運営管理機関は、加入を希望する者に資料を郵送する。
(本人の基本情報があらかじめ印字されているところもある)
- ③ 第2号被保険者は、事業主に「事業主証明書」の記入を依頼する。
- ④ 事業主は、「事業主証明書」を記入し、加入を希望する者に返却する。
- ⑤ 加入を希望する者は、「加入申出書」に必要事項を記入する。
掛金の払込方法として、本人の口座振替又は事業主による給与天引きのいずれかを選択する。
口座振替の場合は、本人の口座の情報を記入し、銀行印を押印する。
- ⑥ 加入を希望する者は、運営管理機関に「加入申出書」・「事業主証明書」を郵送する。
- ⑦ 運営管理機関は、国民年金基金連合会に「加入申出書」・「事業主証明書」を郵送する。
- ⑧ 国民年金基金連合会は、「加入申出書」と「事業主証明書」を確認する。
- ⑨ 国民年金基金連合会は、加入者の情報をデータベースに登録する。

※運営管理機関によっては、加入申出書を提出する時に、「配分指定書」の提出を必要としているところもある。

iDeCoの加入手続②

○ iDeCoの加入時には、加入申出書や事業主証明書等の書類の提出が必要となっている。

iDeCo加入時の必要書類	
①	加入申出書
②	預金口座振替依頼書
③	事業主証明書 ※ 第2号被保険者のみ
④	配分指定書 ※ 運営管理機関によっては、加入申出書を提出する時に、「配分指定書」の提出を必要としているところもある。
⑤	法定免除に係る証明(障害年金証書等) ※ 第1号被保険者のうち法定免除者のみ
⑥	個人別管理資産移換依頼書 ※ 企業型確定拠出年金からの移換を伴う場合のみ
⑦	移換申出書 ※ 確定給付型年金(確定給付企業年金、厚生年金基金等)からの移換を伴う場合のみ

国民年金基金連合会 御中 届書コード 01011 事務処理センター用

個人型年金加入申出書

1枚目

●必ず記入欄をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分り易くご記入ください。●選択項目の□にはし点を記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の両面余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。

1. 申出者 全ての加入申出書をご記入ください。▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ ネンケン イチロウ
氏名 年金 一郎 印 (年金)

基礎年金番号 1234-567890
生年月日 昭和 平成 491006 性別 男 女

フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクサンカクビル
住所 〒123-4567 連絡先電話番号 (12) 3456-7890

2. 被保険者の種別 必ずいずれか1つにし点を記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
第1号被保険者▶会社員以外の自営業者 第3号被保険者▶会社員、公務員に就かれている配偶者
第2号被保険者▶共済組合員を除く会社員等 共済組合員▶国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

【第2号被保険者】
【共済組合員】の方は
はご記入ください。

3. 掛金の納付方法
事業主払込 個人払込

4. 掛金引落口座情報 「個人払込の場合は加入申込み時にご記入ください。第1号・第3号被保険者も同様です。
※事業主払込の場合で、事業主に代わって掛金引落の加入者が指定されている場合は、ご指定の口座に必ずご記入ください。

口座名義人 フリガナ ネンケン イチロウ
個人払込の
場合、本人名
義に設定し、屋
号付番は不可

年金 一郎

金融機関
届出印

2枚目に
金融機関届出印を押印してください

ゆうちょ銀行以外の金融機関 ゆうちょ銀行

金融機関名 銀行 労働
 信連 農協
 信金 信組

種目コード 166 契約種別コード 30

支店名 本店 支店(支所) 出張所

通帳記号 通帳番号(右詰め)

預金種別 普通 当座 口座番号(右詰め) 1234567

5. 掛金区分
 掛金を下記の毎月定額で納付します。01 納付月と金額を指定して納付します。01
毎月の掛金額 20 千 0 0 0 別紙の「加入者月別掛金履歴表(変更頁)」を添付してください。

6. 企業型確定拠出年金の加入履歴
 現在加入している 加入していた 加入していない わからない

【第2号被保険者】
【共済組合員】の方
は勤め先が別紙の
「事業主の証明書」に記入後、
申出書に「事業主の証明書」
から転写し、転写したうえ、
転写したうえに記入してください。
※1号共済組合員の場合、登録事業
番号を必ず記入してください。

7. 現在のお勤め先(事業所の情報)
登録事業所
番号 12345678
登録事業所
名称 フリガナ マルマルク (カ)
企業年金制度等の
加入状況 10 ○○株式会社

8. 【第1号被保険者】の方はご記入ください。
 国民年金の付加保険料(納付月額400円^{※2})を納付している。
 国民年金基金に加入している。右欄を記入▶ 国民年金基金
加入員番号
 障害基礎年金等を受給している。01 右欄を記入▶ 障害基礎年金等の
受給者番号(国民年金基金
加入員番号)
 国民年金法第89条第3号に該当する。02 (厚生労働省令で定められた施設に入所されている方が該当者となります。) 国民年金
基金加入者番号

※2:この欄も合わせて68,000円が
限度額となります。

受付金融機関および事務処理センター 使用欄

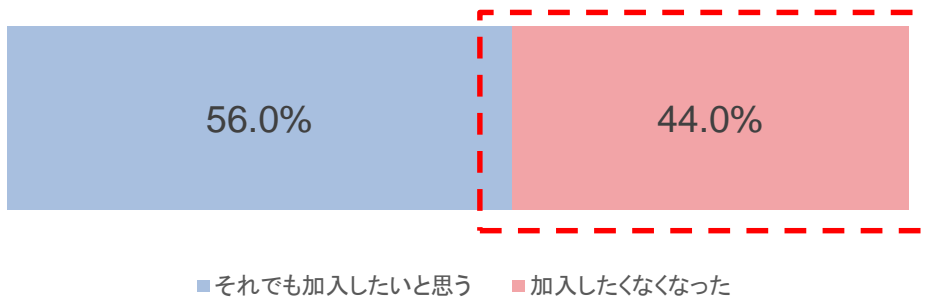
受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	納○銀行
国民年金基金連合会											
国民年金基金連合会											
国民年金基金連合会											

株式会社 K-001(30.01)

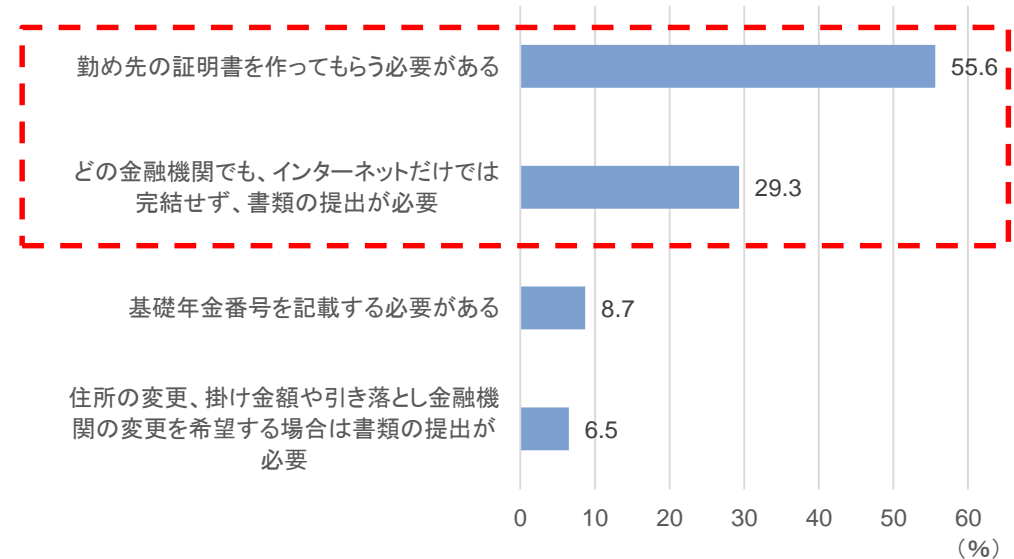
iDeCoの加入手続③

- iDeCoの加入時等の手続きを知ると、約4割の者が加入を思いとどまるというアンケート結果がある。
- 手続きの中で最も煩わしいと思うものとして、「勤め先の証明書を作ってもらふ必要がある」、「どの金融機関でも、インターネットだけでは完結せず、書類の提出が必要であること」といった点が挙げられている。
- iDeCoの普及のためには、事務手続きをオンライン化すべきとの意見がある。（金融団体、部会委員）

問 iDeCo加入時等での手続きを知った後でも、
加入したいですか



問 iDeCoの申込や変更に関する手続きの中で、
最も煩わしいと思うものは何ですか
(回答対象:iDeCoに加入したいと思う人)



(出所) 野村総合研究所「iDeCoに関するアンケート調査結果」(2016年10月実施)
※ 調査に回答した人数はn=2,580。

(出所) 野村アセットマネジメント、野村総合研究所「iDeCoに関するアンケート調査」(2018年7月)
※ 調査に回答した人数はn=1,767。

iDeCoにおける手数料

- iDeCoでは、制度の利用に当たって加入者等が以下の手数料を支払う必要がある。手数料には定期的に支払うものと新規加入時等に支払う一時的なものがある。
- 新規加入時に2,777円、新規加入時の手数料以外では、掛金を納付する都度発生する掛金収納等手数料として103円、毎月発生する運営管理機関手数料(運営管理機関ごとに異なる)、事務委託先金融機関手数料として54円又は64円がかかり、これらとは別に資産額に応じた運用商品にかかる手数料(信託報酬等)がある。

	手数料名称	金額	手数料収納機関	手数料の用途
加入時	新規加入時等手数料	2,777円	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、資格確認、記録管理、拠出限度額管理
都度	掛金収納等手数料	103円	国民年金基金連合会	口座振替、掛金控除証明書等印刷・送料等
毎月	運営管理機関手数料	運営管理機関ごとに異なる	運営管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、テナント料、WEB管理、コールセンター運営費等(運用関連運営管理機関) ・記録の保存、資産額等通知経費、運用指図の取りまとめと事務委託先金融機関への通知、給付の裁定(記録関連運営管理機関)
	事務委託先金融機関手数料	54円 又は 64円	事務委託先金融機関	掛金等の積立金の管理、商品の購入、給付金の支払い
還付時	掛金還付手数料	1,029円	国民年金基金連合会	掛金還付
給付時	給付手数料	378円 又は 432円	事務委託先金融機関	送金手数料

(出所)国民年金基金連合会の平成30年度業務報告書の集計結果より作成

iDeCoに関する広報の取組①

○ iDeCoに関する広報については、厚生労働省、国民年金基金連合会、運営管理機関、関係団体等が連携して、普及・推進に向けた様々な取組を実施している。

① シンポジウム、セミナーの開催

- **iDeCoシンポジウム(2017(平成29)年3月～)**
一般の方を対象に、計5回開催(東京、横浜、大阪、福岡、札幌)。参加者数(延べ):約1,200名。
- **iDeCoセミナー(2018(平成30)年12月)**
特定の属性(30・40代の働く女性、20代の働く男女)を対象に、計2回開催(東京)。参加者数(延べ):約60名。
- **霞ヶ関iDeCoセミナー(2017(平成29)年10月～)**
霞ヶ関で勤務する全職員を対象に、計3回開催(厚生労働省講堂等)。参加者数(延べ):約1,600名。



iDeCoシンポジウムの様子



霞ヶ関iDeCoセミナーの様子

② iDeCo公式サイト作成

- 国民年金基金連合会において、iDeCoの理解促進、行動喚起を促す「iDeCo公式サイト」を作成し、iDeCoの基礎から運営管理機関の検索、マンガやアニメによるiDeCoの紹介など、様々なコンテンツを掲載。
- 2018(平成30)年度において、加入者の声を活かした動画コンテンツやiDeCoの専門家(社労士、FP等)によるコラム記事を新たに掲載し、検索サイト(Yahoo!、Google)、SNS(Facebook)において、リスティング広告を実施するなど、継続的に情報発信を行った。

※閲覧数:約19万件/月 (2018年4月～2019年3月の平均値)



iDeCo公式サイト



マンガ・アニメ



加入者の声を活かした動画コンテンツ

iDeCoに関する広報の取組②

③ 民間企業や大学生を対象に勉強会を実施

○若者の年金制度の理解向上のため、iDeCoを含む年金制度等の基礎的な説明を行う勉強会を実施。

※開催実績(2018(平成30)年度):民間企業2社、大学1校
参加者数(延べ):260名



民間企業におけるセミナーの様子



大学におけるセミナーの様子

④ 政府広報による周知

○2017(平成29)年1月の加入者範囲の拡大にあたり、政府広報(テレビ番組、ラジオ番組、新聞広告等)を活用し、制度内容を周知し、普及啓発を図った。

※主な実績

テレビ:BS日テレ「霞が関からお知らせします」

新聞:全国70紙 全5段広告



2016(平成28)年12月26日(月) 新聞広告

⑤ ポスター、パンフレット、導入ガイド等の作成

○金融機関や関係団体へ配布し、各金融機関主催のセミナー等で積極的に活用。

○iDeCoの普及・推進を目的として、パンフレット・チラシを作成し、厚生労働省ホームページ・iDeCo公式サイトに掲載。iDeCoの概要について、分かりやすく説明しており、サイトから自由にダウンロード可能。

【iDeCoポスター】



【iDeCoパンフレット】(全8ページ)



表紙
(加入者100万人突破
記念ロゴ入り)

掲載内容(一部)

【iDeCoチラシ】



表

裏

【iDeCo+導入ガイド】



諸外国における公的年金・企業年金・個人年金の組み合わせ

国名	アメリカ	ドイツ
制度体系	<p>③個人年金</p> <p>②企業年金 確定給付型制度 確定拠出型制度</p> <p>①公的年金 公的年金 OASDI(連邦社会保障年金制度) (右の特別制度の加入者を除く、ほとんど全ての被用者・自営業者)</p> <p>鉄道職員退職制度 旧連邦職員退職制度 州・地方職員退職制度</p>	<p>第1の柱 公的年金保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料の賦課対象である全被用者が強制加入 ・ 賦課方式 <p>第2の柱 職域年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意加入又は団体協約による加入 ・ 大半は積立方式 ・ 拠出時・運用時非課税・給付時課税/優遇措置 <p>第3の柱 個人年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意加入 ・ 財政的な優遇措置による加入促進(リースター年金)
制度概要	<p>・ アメリカの年金制度は、①公的年金制度、②企業の任意で設立される企業年金、③自助努力としての個人年金の3つを「三本脚の椅子(three-legged stool)」と呼び、これらにより老後の生活に備えることが定着している。</p> <p>【企業年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が任意に設立する。 ・ 制度設計は企業により様々であるが、大半の制度は内国歳入法が定める適格要件を満たす「税制適格企業年金」として設計されている。 ・ 1974年に制定されたエリサ法は、受給者保護の観点から、開示、受給権付与、積立、受託者責任等の基準を定めており、税制優遇を受けると受けざるとにかかわらず、全ての企業年金に適用される。 ・ 確定給付型と確定拠出型に大別されるが、近年ではハイブリッドプランを設立する動きも目立っている。 <p>【IRA(個人退職勘定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エリサ法の施行により創設された個人用の積立勘定。企業年金に加入している労働者も含めて全労働者に適用範囲が拡大された。 ・ 拠出金負担者は通常個人であるが、事業主は従業員が設定した個人退職勘定に掛金を払い込むこともできる。 ・ 従業員が退職する際に401(k)プランに積み立てた資産を移換する受け皿としても活用されている。 	<p>・ ドイツの年金制度は、職域ごとに分立する1階建ての公的年金と、それを補完する企業年金制度、個人の貯蓄等の上乗せの3つからなり、この「社会保障の3本柱」によって老後に備えることが定着している。</p> <p>【職域年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が任意に設立。 ・ 1974年に「高齢企業年金改革法」が制定され、受給権付与基準の規定や支払保証制度の創設が行われ、この法律により包括的な規制を受ける。 ・ 給付設計には給付建てと拠出建てがあるが、全体としても9割以上が給付建てを採用していると見られている。 ・ 年金金庫や年金基金等の5つの実施形態があり、実施形態により、給付設計への規制の程度、税制上の措置、年金資産の扱い方、運用規制等が異なっている。 <p>【個人年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意加入。個人年金には、①元本保証、②60歳以前の給付は不可、③終身年金との条件が課せられている。 ・ 国が補助金(基本補助と児童補助)を拠出し、税制上の特別支払控除の対象となっている。 ・ 毎年の積立額は所得の一定割合以上となるように定められており、これを下回る場合はその比率に応じて補助金も削減される。

公的年金・企業年金・個人年金の組み合わせを巡るこれまでの議論

年金シニアプラン総合研究機構「国民の老後保障に関する研究」(2013年1月)

(研究会座長 森戸英幸教授)－抄－

わが国の企業年金の性格は「①企業が任意で行う制度である」ということと、「②出発点はあくまで会社退職一時金である」という二つの性格を有する。そのため、企業年金を強制するような国の政策が取られない限り、この性格を変えることは困難であり、わが国の企業年金を考える際は、常にこの二つの性格を基本に考える必要がある。経済環境や雇用環境が低迷する中、会計基準の変更などにより企業年金の財政状況が企業業績に与える影響が大きくなってきている。また、現状の企業年金は正社員のみを加入対象とするものが多く、個人型確定拠出年金では加入資格の制限があり、企業年金や個人型確定拠出年金に加入したくても加入できない人々が存在する。労働人口における非正規雇用者の割合が増加している中、企業年金の実施件数の減少と相まって、企業年金がない被用者が増えており、自助努力による老後所得保障の確保が必要になってきている。企業及び雇用形態間での公平性の確保や、既存の企業年金のポータビリティの拡充を踏まえ、既に諸外国でも導入されている個人の自助努力による新たな「個人退職勘定制度」のわが国への導入の可能性を探るものである。

3.ポータビリティ

ポータビリティの現状

- 個人の資産が明確に分けられている確定拠出年金については、年金資産の持ち運び(ポータビリティ)が容易で、制度創設時から確定拠出年金間のポータビリティは認められていた。
- 一方、制度間のポータビリティとは、転職時等に制度間(※)の資産移換を可能とするものである。
※ 例えば、確定給付企業年金で積み立てた資金は、転職時に転職先の企業型確定拠出年金に資産を移換することができる。
- より多くの制度間のポータビリティを拡充することで、個々人の選択肢が広がるなど、継続的な老後の所得確保に向けた取組を行いやすい環境となることから、これまでに2004(平成16)年と2016(平成28)年の法改正で拡充してきた。

- は、2005(平成17)年10月から拡充した部分
- は、2018(平成30)年5月から拡充した部分

<企業年金・個人年金制度間のポータビリティ拡充の全体像>

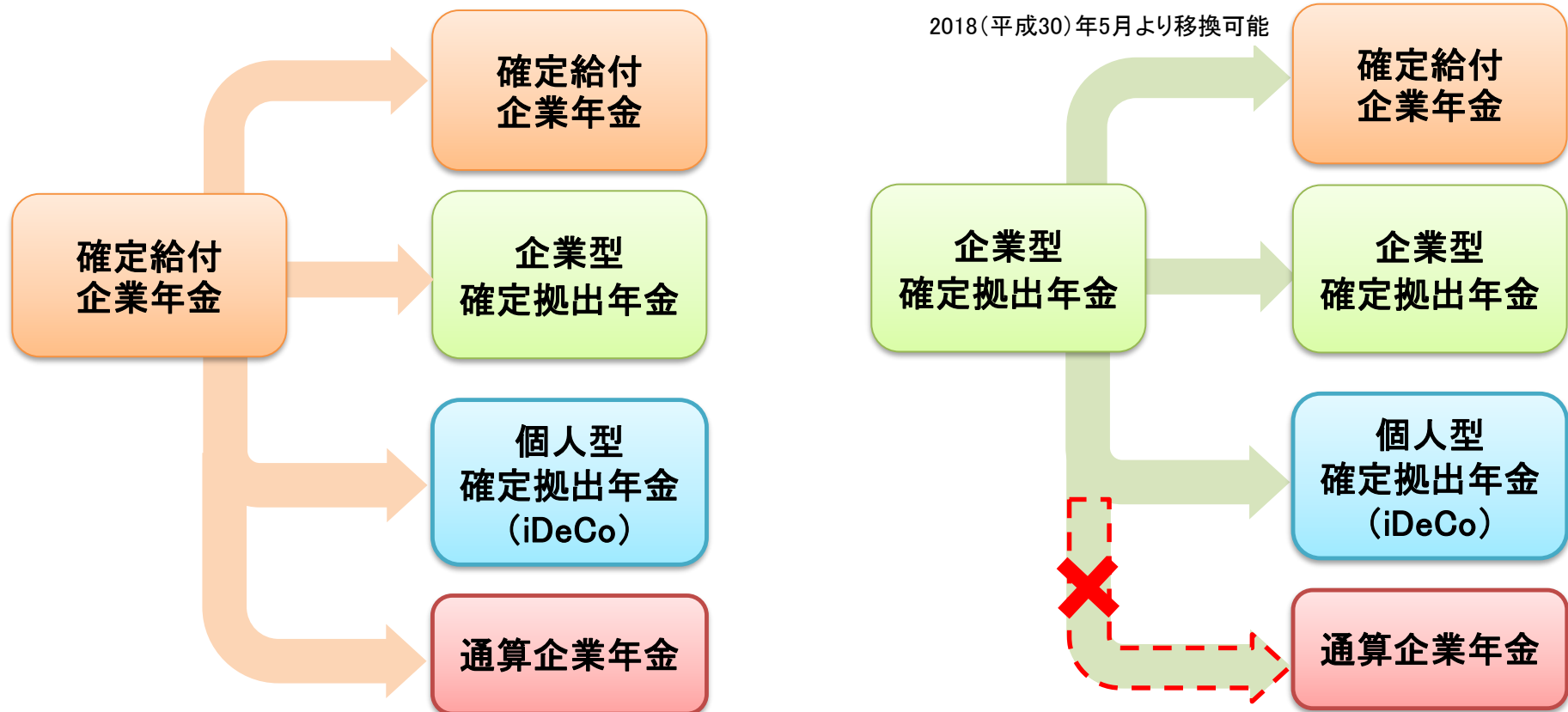
移換前に加入していた制度	移換先の制度		
	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
確定給付企業年金	× → ○(※1, 2)	× → ○(※2)	× → ○(※2)
企業型確定拠出年金	× → ○(※1)	○	○
個人型確定拠出年金	× → ○(※1)	○	

※1 移換先の確定給付企業年金の規約で資産移換を受けられる旨が定められている場合に資産移換可能

※2 確定給付企業年金からの確定給付企業年金、企業型・個人型確定拠出年金への移換は、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能

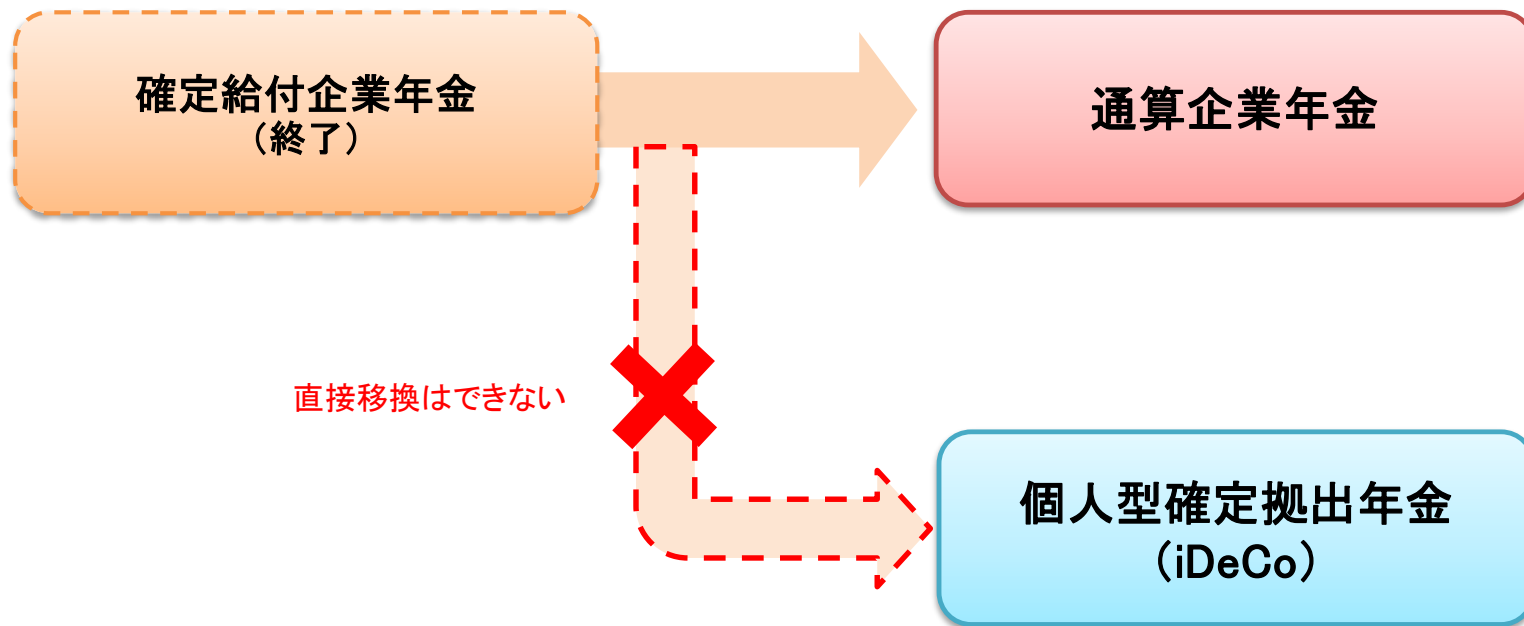
企業型DCから通算企業年金への移換

- 2016(平成28)年の法改正で、企業型確定拠出年金から確定給付企業年金への資産移換が認められたが、企業型確定拠出年金から通算企業年金への資産移換が認められていない。
 - 確定給付企業年金と企業型確定拠出年金を併用して実施している企業を退職した場合には、資産をiDeCoにまとめて移換することはできる一方で、通算企業年金にまとめて移換することができない。
- ※ 通算企業年金において企業型確定拠出年金からの資産移換の受入れを可能とするためには、企業年金連合会が規約を見直して厚生労働大臣の認可を受けるとともに、企業年金連合会の業務は法律に規定されていることから、法律上の手当てが必要。



DBの制度終了に伴う残余財産のiDeCoへの移換

- 2016(平成28)年の法改正前は、確定給付企業年金の加入者はiDeCoに加入できなかった。このため、確定給付企業年金の制度終了時にiDeCoの加入者となっている者はおらず、通算企業年金に残余財産を移換することで年金受給につなげることを想定していた。
- しかし、2017(平成29)年1月以降、確定給付企業年金の加入者もiDeCoに加入することが可能となったことから、確定給付企業年金の制度終了時の残余財産を直接iDeCoへ移換できるようにすべきとの意見がある。(金融団体)



通算企業年金とiDeCoの比較

		通算企業年金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)
実施主体		企業年金連合会	国民年金基金連合会
拠出の仕組み	掛金	なし	60歳まで掛金拠出が可能
	拠出時の課税関係	なし	全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)
運用の仕組み	運用主体	企業年金連合会	加入者
	運用利回り	資産移換時の年齢に応じた利率を保証する	加入者個々人の運用の結果による
給付の仕組み	支給開始要件(年齢) 受給開始時期の選択	原則65歳。ただし、60歳以降であれば、本人の選択により本来の受取開始年齢よりも早く繰り上げ受給することも可能。	60歳～70歳の請求時(加入期間によって異なる)
	年齢到達前の中途引き出し	不可	原則不可 (資産が少額である等の要件を満たす場合は可能)
	給付形態	原則80歳までの保証期間付き終身年金 (やむを得ない事情等により年金に替えて一時金の選択も可能)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)

転職者に対する事業主の説明義務

- 転職元の企業の事業主は従業員が企業年金の加入者資格を喪失したときに、転職先の事業主は新たに従業員が企業年金の加入者資格を取得したときに、それぞれポータビリティに関する説明義務が課せられている。

＜事業主が転職者に対して説明する内容＞

転職元(移換元)		転職先(移換先)	
確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金
<ul style="list-style-type: none"> ① 移換の申出期限 ② 脱退一時金相当額とその算定基礎期間 ③ 中途脱退者が有する選択肢(脱退一時金の繰り下げ、転職先の企業年金制度への移換など) ④ 企業年金連合会や国民年金基金連合会の概要、手数料 など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 資格喪失者が有する選択肢(転職先の企業年金やiDeCoへの移換ができること、資格喪失した日の属する月の翌月から6月を経過した場合の取扱いなど) ② 手数料 など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 移換の申出期限とその手続方法 ② 給付設計の内容(加入時の年齢から退職まで加入していた場合のモデル年金額など) ③ 移換された脱退一時金相当額に基づき算入される加入者期間やその通算方法 など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 移換の申出期限とその手続方法 ② 通算加入者等期間に算入する期間 ③ 手数料 など

4.その他

厚生年金基金の状況

- 厚生年金基金について、2014(平成26)年4月1日から2019(平成31)年3月31日までの5年間、特例的な解散や他の企業年金制度への移行を促進してきた。

【厚生年金基金制度の見直しの内容】

- (1) 施行日(2014(平成26)年4月1日)以後は、厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)による見直し

【解散の状況】

2013(平成25年)年度末の基金数 531基金

2013年(平成25)
年度末

総合型466基金			連合型 38基金	単独型 27基金
----------	--	--	-------------	-------------

現在

存続 8基金	解散 410基金	代行返上 115基金
-----------	----------	---------------

総合型 5基金
連合型 2基金
単独型 1基金

※ 2015(平成27)年4月・6月にそれぞれ1基金が分割設立していることから、総計は533基金

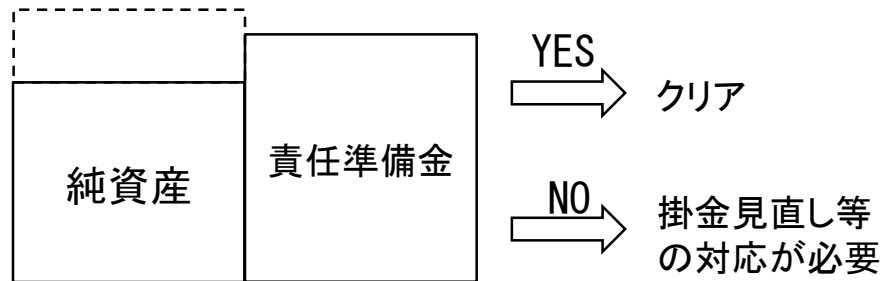
特例解散期間終了後の財政運営

- 特例解散期間終了後の2019(平成31)年4月以降は、健全化法により、厚生年金基金については、責任準備金の額以上の積立金を有している必要がある(継続基準)とともに、最低責任準備金の1.5倍の額又は最低積立基準額のいずれか低い額以上の積立金を有している必要がある(非継続基準)。企業年金連合会については、責任準備金の額以上の積立金を有している必要がある(継続基準)。
- 残る8つの厚生年金基金と企業年金連合会は、現在、いずれも財政は健全となっている。

特例解散期間終了後の2019(平成31)年4月以降の財政検証

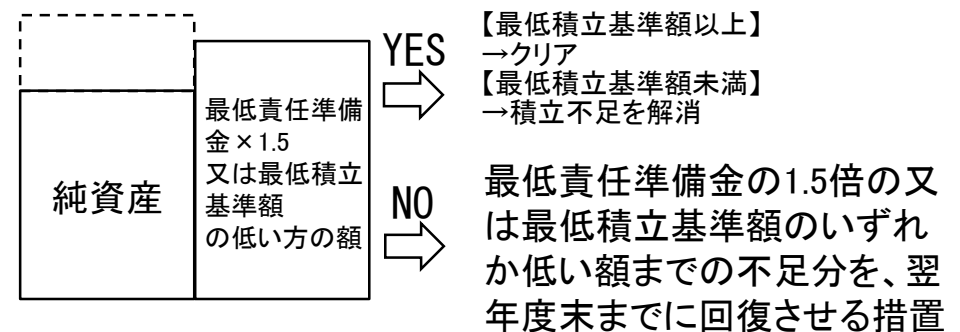
〈継続基準〉

責任準備金(給付債務から今後入ってくる掛金を控除した額)以上の資産を有しているか。



〈非継続基準〉

最低責任準備金の1.5倍の額又は最低積立基準額のいずれか低い額以上の資産を有しているか。



健全化法の規定

附 則

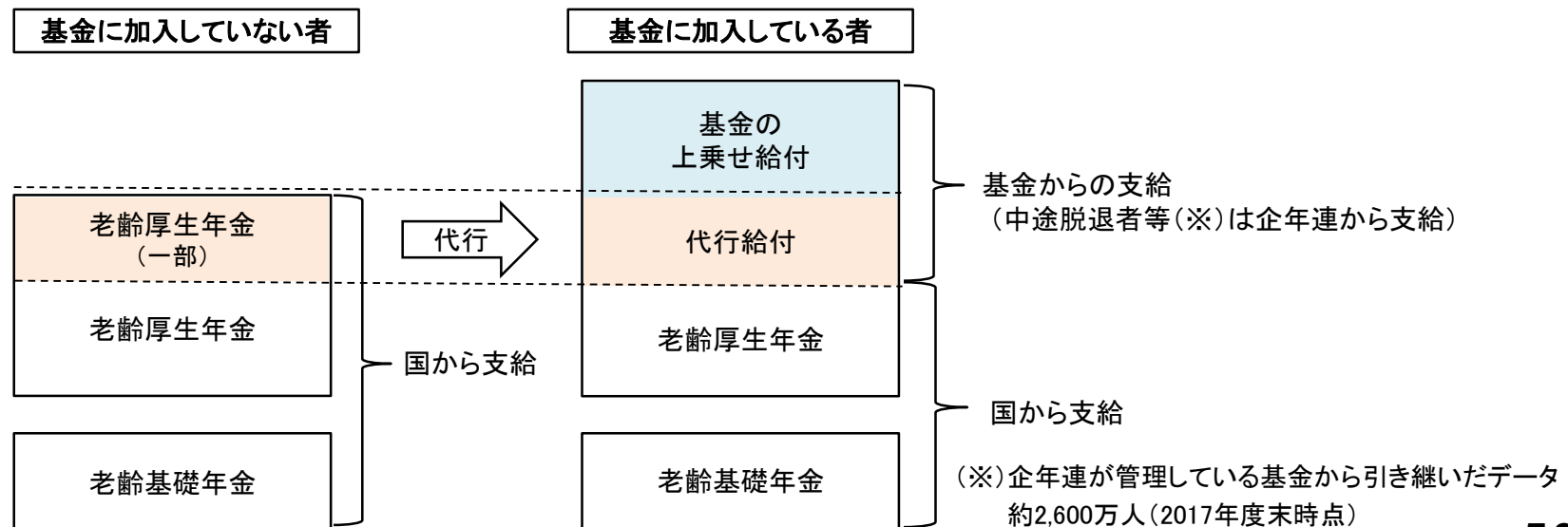
第2条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 (略)

厚生年金基金・企業年金連合会における対応

- 厚生年金基金は代行返上時に代行部分の年金資産(最低責任準備金)を国に返上していたが、健全化法の施行以降は、これに加えて、解散時においても、企業年金連合会に移換されるのではなく国に返上されることとなり、国への返上に際しては、厚生年金基金と国のデータの突き合わせを行った上で解散・代行返上を行っている。
- 企業年金連合会は中途脱退者や解散した厚生年金基金の加入員等の資産とデータを引き継いでおり、健全化法の規定の趣旨を踏まえ、企業年金連合会と国のデータの突き合わせ作業を進めている。
 - ・ 企業年金連合会と日本年金機構においてシステム改修の上、データの突き合わせを実施予定。
 - ・ 企業年金連合会と国のデータの突き合わせについては、2009(平成21)年から2014(平成26)年までに突き合わせを実施し、同年5月までに実施することとなっていた所定の作業が終了。
 - ・ システム改修を待たず、過去の突き合わせ分のうち、新しい資料等により再調査等が可能なものについて優先して実施し、本人照会が必要なものについては、今後順次、作業が進んだものから開始予定。
 - ・ 作業状況については、定期的に、企業年金連合会と日本年金機構のホームページで、その進捗状況を公表。

<厚生年金基金制度の概要>

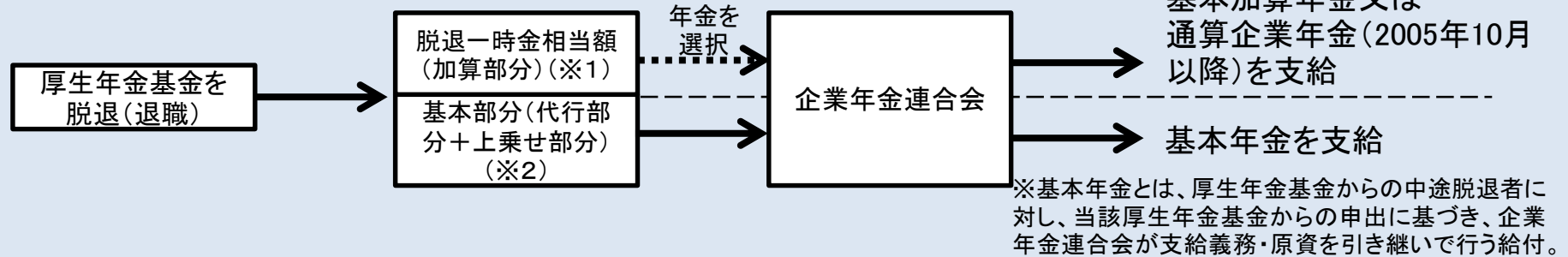


企業年金連合会による年金給付①

- 企業年金連合会は、厚生年金基金の中途脱退者や解散した厚生年金基金の加入員等の年金資産を引き継ぎ、年金の支給を行っている。

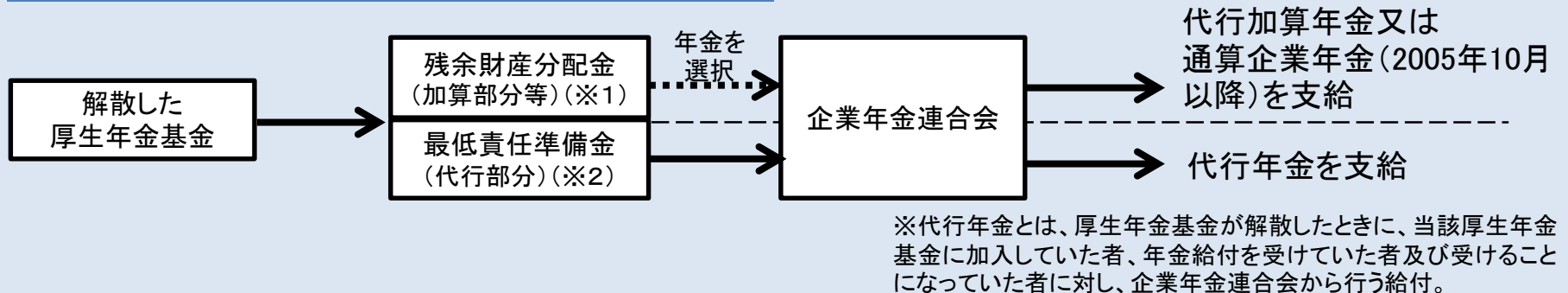
厚生年金基金の中途脱退者の年金通算

【加入員期間が20年未満であって、受給権を有しない者】



- ※1 年金を選択せずに、一時金を選択した場合は、厚生年金基金から脱退一時金が支給され、企業年金連合会には移換されない。なお、上記の者以外の脱退者については、企業年金連合会に移換されず、各厚生年金基金から年金が支給される。
- ※2 健全化法施行(平成26年4月1日)後においては、企業年金連合会に移換されず、各厚生年金基金から年金が支給される。

解散した厚生年金基金の加入員等の年金通算

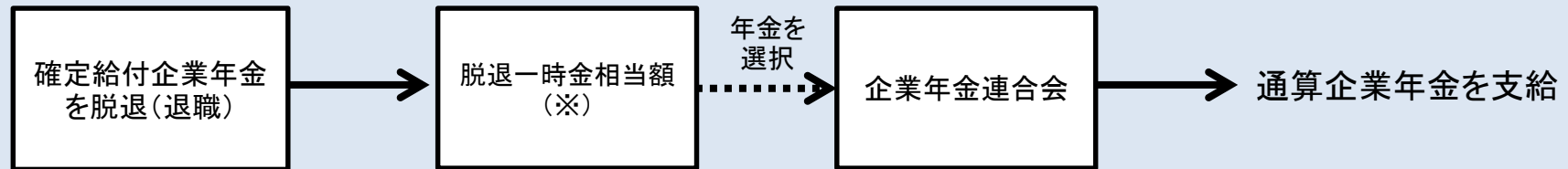


- ※1 年金を選択せずに、一時金を選択した場合は、解散した厚生年金基金から一時金が支給され、企業年金連合会には移換されない。
- ※2 健全化法施行後においては、企業年金連合会に移換されず、国から年金が支給される。

企業年金連合会による年金給付②

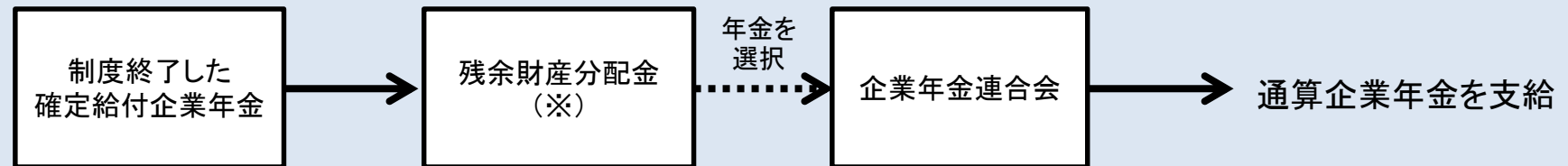
- 企業年金連合会は、確定給付企業年金の中途脱退者や制度終了した確定給付企業年金の加入者等の年金資産を引き継ぎ、年金の支給を行っている。

確定給付企業年金の中途脱退者の年金通算



※ 年金を選択せずに、一時金を選択した場合は、確定給付企業年金から脱退一時金が支給され、企業年金連合会には移換されない。

制度終了した確定給付企業年金の加入者等の年金通算



※ 年金を選択せずに、一時金を選択した場合は、制度終了した確定給付企業年金から一時金が支給され、企業年金連合会には移換されない。

支払保証制度

- 支払保証制度は、母体企業の倒産や経営悪化などによりやむを得ず制度終了をしたときに積立不足が生じている場合において、加入者等に対して一定の年金額が保証される仕組みである。実施に当たっては、事業主が支払保証に必要な保険料を負担する。
- 厚生年金基金については、代行部分を持ち、代行部分の上乗せ給付に対し一定の給付水準の確保を求めていたこともあり、企業年金連合会が厚生年金基金間の共済事業として上乗せ給付について支払保証制度を実施していた(※)が、健全化法施行後、多くの厚生年金基金が解散・代行返上に向かうことが想定されたこと等を踏まえ、支払保証制度の事業を終了した。
(※) 厚生年金基金が解散した際の残余財産を企業年金連合会に移換して年金化した解散基金加入員等に保証対象者が限られていた。
- 確定給付企業年金における支払保証制度については、財源のほか、「導入する必要性、企業年金の性格、受給権との関連、モラルハザードの回避方策など」が検討課題とされている。(2007年7月 企業年金研究会「企業年金制度の施行状況の検証結果」)
- OECDガイドラインでは、外部積立型の確定給付型の企業年金制度には支払保証制度の実施を必ずしも求めていない。ドイツやスウェーデンにおける支払保証制度も原則として外部積立の制度以外の内部留保型のみを対象としている。

「積立と給付の保証に関するガイドライン」(抄)

- I 企業年金制度の積み立て
- 1.1 企業年金制度は、積立型で行うべきである。
- 1.2 確定拠出型の企業年金制度は、年金基金の設立や年金保険の契約、又は、金融機関から認定を受けた他の退職貯蓄商品の購入を通じて積み立てられるべきである。
- 1.3 確定給付型の企業年金制度は、一般的に年金基金の設立や保険契約(又はこれらの組合せ)によって、積み立てられるべきである。年金基金又は加入者及び受給者の債権者としての権利の認識、場合によっては、事業主又は年金基金が破綻したときに年金給付を保護する支払保証制度を通じて、更なる保護を行っても良い。
- 1.4 民間の非積立型の制度は一般的に禁止されるべきである。支払保証の仕組みを設立することは、一般的には、内部留保を通じて資金調達される確定給付型の企業年金制度の場合に求められる。
- 1.5 支払保証の仕組みは、不当な目的であえてリスクをとろうとすること(モラルハザード)を避けるために、保険料を適切に設定するべきである。保証される給付水準もまた制限されるべきである。

諸外国の支払保証制度

	日本(健全化法施行前まで)	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金連合会 すべての厚生年金基金が参加する共済事業 	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付保証公社(PBGC) エリサ法に基づき、給付建て制度を行う適格企業に対して強制適用 	<ul style="list-style-type: none"> 年金保護基金(PPF) 2004年金法に基づき、例外とされている制度を除いて強制適用 	<ul style="list-style-type: none"> 年金保障協会(PSVag) 企業老齢保障改革法に基づき、引当金制度、共済基金制度、(事業主が保険契約に基づく請求権を譲渡または担保にした場合の)直接保険制度、ペンション・ファンドにより年金を実施する企業に対して強制適用 	<ul style="list-style-type: none"> 年金保証相互会社(PRI Pensionsgaranti) ※ 引当金方式の下で年金債務を保証および管理する相互保険会社。顧客によって所有されている非営利組織で、年金資本を事業に留保している企業に信用保険を提供している。
保証事由	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件を満たす場合に適用 ① 次のいずれかの事由によりやむを得ず解散した場合 <ul style="list-style-type: none"> A 設立事業所の倒産 B 設立事業所又は設立事業所の属する業界の経営悪化 C その他基金の存続が極めて困難と認められる場合 ② 残余財産が支払保証限度額を下回る場合 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの場合に適用 ① PBGCによる強制終了に適用(現在の年金給付のための資産がない場合) ② 困窮による任意終了に適用(破産、事業維持困難等の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの場合に適用 ① 母体企業の倒産時の積立不足 ② 詐欺等の不正行為に起因する解散(ただし、当該企業年金の母体企業が倒産によって債務不履行状態になることが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 加入企業が支払不能となった場合に適用 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が倒産した時等(任意の制度終了は含まない)に適用
保証水準	<ul style="list-style-type: none"> 各人の上乘せ部分の解散時の責任準備金のうち「代行部分の給付現価の3割」と「これを上回る部分の5割相当」を基金全体で合計した水準(支払保証限度額)まで 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年の上限は、月額\$5,420.45(65歳の単生命年金の場合で年齢や支給形態によって異なる) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 支給開始年齢に到達している人は取得年金額の100%が支給される(遺族年金を含む) ② それ以外の人は取得年金額の90%が支給される 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金の標準報酬月額の上限 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の倒産を保険事故とし、過去勤務債務等を含むすべての年金債務を対象
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 各厚生年金基金からの拠出金(解散の発生確率、積立水準、支払保証事業の財政に関する諸要因を総合的に勘案し、5年に一度の財政再計算時に決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者数×\$74+未積立額\$1,000に対して\$38の上乗せ(上限\$523)。さらに、終了制度は加入者数×\$1,250を3年間拠出する。(2018年) 	<ul style="list-style-type: none"> 拠出金はスキーム基準拠出金(全体の20%)とリスク基準拠出金(全体の80%)の合計額 	<ul style="list-style-type: none"> 年金債務額×0.20%(2017年) 毎年支払保証の多寡により変動 	<ul style="list-style-type: none"> 年金債務額×0.4%(社外拠出の場合は年金債務額×0.1%)(2017年)
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 廃止 支払給付額 91億円 対象厚生年金基金数 32件(2016年度までの累計) 	<ul style="list-style-type: none"> 支払給付額 58億ドル 対象企業年金数 4,919件(累計)(2018年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 支払給付額 726百万ポンド 収入保険料 541百万ポンド(2017年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規受給者数 5,319人 支払給付額 659百万ユーロ 保証プラン数 429(2017年) 	<ul style="list-style-type: none"> ITP2を提供する986社437千人の従業員が引当金方式の対象。 支払給付額 約-2.5百万クローナ(再保険との差引)(2017年)

(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(2018年)等を基に作成

(注1) アメリカは単独事業主制度の記述であり、スウェーデンは引当金方式による年金制度についての記述である。

(注2) フランスやオランダの企業年金制度には支払保証制度はない。

国民年金基金の制度概要

- 国民年金基金は、自営業者など国民年金の1号被保険者が任意に加入する確定給付型の個人年金である。
- 「地域型」である全国国民年金基金と職種別に設立された「職能型」があり、全体の加入員数は約36万人となっている(2018(平成30)年度末)。
- 72あった国民年金基金のうち69基金(地域型47基金、職能型22基金)が2019(平成31)年4月1日に合併し、全国国民年金基金が発足した。
- 全国国民年金基金の発足により、事務の集約による経費の削減や、募集体制の強化による新規加入勧奨の推進を図ることとしている。

※ 口数単位で加入することができ、給付は1口目が終身年金、2口目以降が終身年金又は有期年金となっている。掛金は性別・加入時の年齢などにより金額が異なる。掛金は少なくとも5年に一度、再計算を行うこととされている。

掛金月額及び年金月額 (15年保証期間付き終身年金の場合)

(単位:円)

加入時年齢	1口目			2口目以降(1口当たり)		
	掛金月額		年金月額	掛金月額		年金月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,110	8,280	20,000	3,555	4,140	10,000
40歳	12,555	14,610	15,000	4,185	4,870	5,000
50歳超	18,150	21,100	10,000未満※	9,075	10,550	5,000未満※

(※)加入時年齢により異なる。

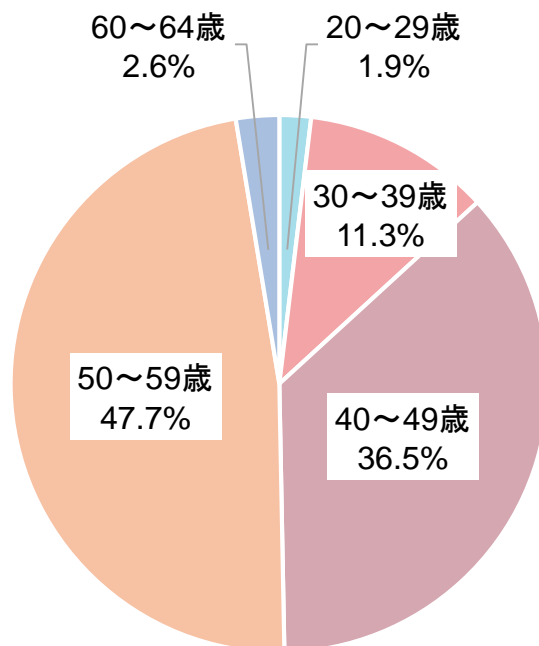
国民年金基金の事業概況①

○ 国民年金基金の加入員数は2018(平成30)年度末時点で約36万人であり、40～59歳が8割強を占める。平均年齢は48.7歳となっている。

現存加入員の状況

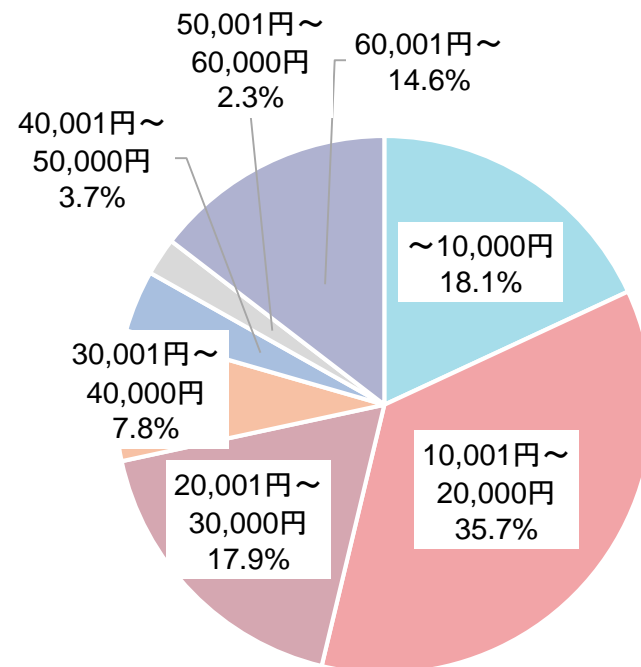
現存加入員数	363,530人
平均掛金月額	25,986円
1口目	11,633円
2口目以降	14,353円
平均加入口数	4.7口

現存加入員の年齢構成



平均年齢: 48.7歳

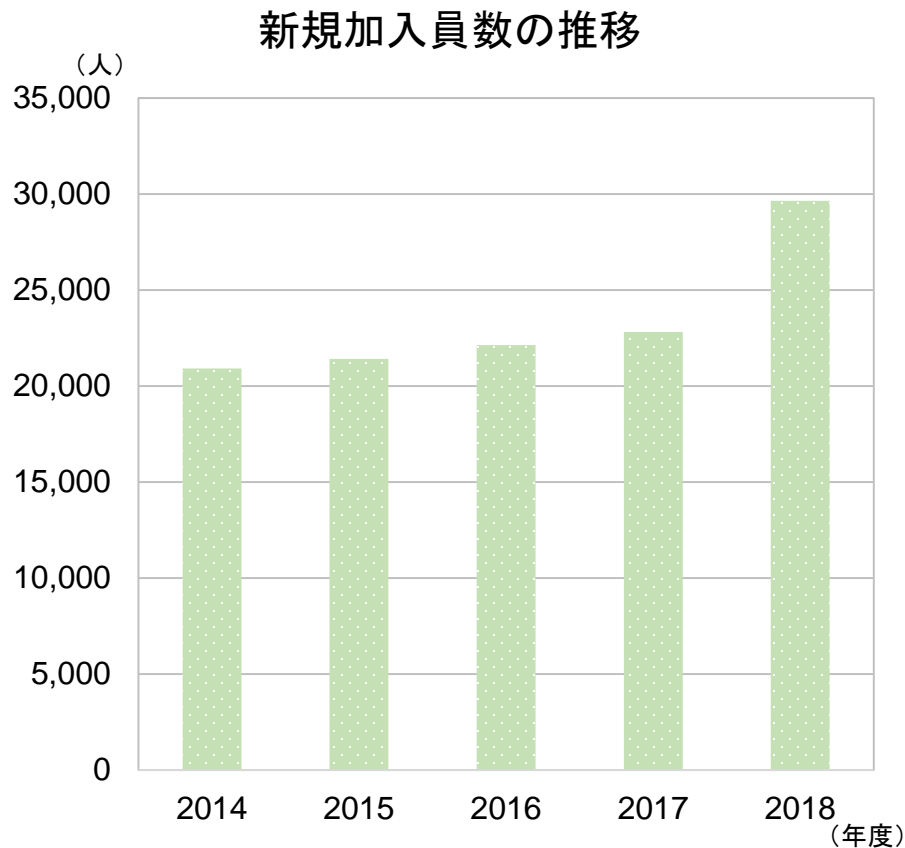
現存加入員の掛金月額



(出所)国民年金基金連合会調べ(2019(平成31)年3月末現在)

国民年金基金の事業概況②

- 各国民年金基金における加入勧奨の取組により、2018(平成30)年度の新規加入員数は約3万人となった。



2018年度に実施した主な加入勧奨の取組

- 自家募集による加入勧奨
 - ・ ダイレクトメール送付後のフォローアップ体制の強化
 - ・ インターネットを活用した広報の強化
 - 募集委託機関による加入勧奨
 - ・ 募集委託機関の新規拡大
 - ・ 既存の募集委託機関との連携強化
- ※ 2019年度は、全国国民年金基金設立を契機に、効果的な周知広報に努めながら、更に加入勧奨を強化

(出所) 国民年金基金連合会ホームページ掲載データ、第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会における国民年金基金連合会提出資料等を基に作成